

第百八十九回国会 衆議院 環境委員会 議 録 第 四 号

平成二十七年四月二十四日(金曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 北川 知克君

理事 熊田 裕通君

理事 平井たけや君

理事 牧原 秀樹君

理事 松田 直久君

理事 井林 辰憲君

小倉 將信君

笹川 博義君

田中 和徳君

福山 守君

前川 恵君

篠原 孝君

中島 克仁君

馬淵 澄夫君

篠原 豪君

島津 幸広君

政府参考人
(環境省地球環境局長) 梶原 成元君

政府参考人
(環境省水・大気環境局長) 三好 信俊君

政府参考人
(原子力規制庁次長) 清水 康弘君

政府参考人
(原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官) 片山 啓君

環境委員会専門員 石上 智君

委員の異動

四月二十四日

辞任

赤枝 恒雄君

六見 陽一君

馬淵 澄夫君

同日

辞任

小島 敏文君

白須賀貴樹君

田嶋 要君

補欠選任

小島 敏文君

白須賀貴樹君

田嶋 要君

補欠選任

赤枝 恒雄君

六見 陽一君

馬淵 澄夫君

四月二十二日

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案
(内閣提出第三六号)

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣
提出第三七号)

は本委員会に付託された。

四月十四日

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・
解決を求める意見書(東京都武蔵野市議会(第
二一七五号))

建設業従事者のアスベスト被害の早期救済・解
決を求める意見書(神奈川県藤沢市議会(第二

一七六号))

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・
解決を求める意見書(福岡県古賀市
議会(第二一七七号))

市民による特定外来生物の防除の推進に関する
意見書(名古屋会議(第二二七八号))

すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を
図ること等を求める意見書(福岡県福津市議会
(第二二七九号))

政府の避難指示解除に関する意見書(福島県楢
葉町議会(第二一八〇号))

中海の水質保全対策の積極的な推進を求める意
見書(鳥取県議会(第二二八一号))

微小粒子状物質(PM_{2.5})対策の充実・強化
についての意見書(愛知県議会(第二二八二号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案
(内閣提出第三六号)

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣
提出第三七号)

環境の基本施策に関する件

○北川委員長 これより会議を開きます。

環境の基本施策に関する件について調査を進め
ます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として警察
庁長官官房審議官島根悟君、経済産業省大臣官房
審議官吉野恭司君、国土交通省鉄道局次長篠原康
弘君、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

長鎌形浩史君、環境省総合環境政策局長小林正明
君、環境省地球環境局長梶原成元君、環境省水・
大気環境局長三好信俊君、原子力規制庁次長清水
康弘君、原子力規制庁長官官房核物質・放射線総
括審議官片山啓君の出席を求め、説明を聴取いた
したいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北川委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○北川委員長 質疑の申し出がありますので、順
次これを許します。福田昭夫君。

○福田(昭)委員 民主党の福田昭夫でございます。

本日は、一般質疑の時間でございますけれども、
放射性指定廃棄物の真の解決策に向けて、提案型
の質問をいたしますので、ぜひ真剣にお答えをい
ただきたいと思っております。

まず、福島県の避難指示区域の住民の意向につ
いてであります。

一つ目は、全員帰還を目標に頑張っております
ましたが、一昨年度は、希望者の帰還、あるいは
よその地域への定住を希望する人たちということ
で、全員帰還という考え方を改変したと思ってい
ますが、こうした考え方をどう評価しているの
か、浜田復興副大臣にお伺いをいたします。

○浜田復興副大臣 被災者の方々の中には、戻りたい
と考えておられる方、戻らないと考えておられる
方、また判断に迷われている方、そういう方がい
らっしゃるものと承知しております。

こうした中にありまして、帰還支援と新生活支
援の両面の支援策が重要である、こういう考えの
もと、今御指摘いただきましたが、平成二十五年
十二月に、「原子力災害からの福島復興の加速に
向けて」を閣議決定したところでございます。

その上で、政府としては、関係機関と連携し、こうしたさまざまな被災者のお考えに応えるために、まず、早期帰還を進める地域においては、除染、インフラ復旧、生活関連サービスの再開をする、また、長期にわたり避難を余儀なくされる地域におきましては、復興公営住宅などを中心とした生活拠点の整備をする、また、新しい生活を選ぶ方には、必要十分な賠償の支払い、就業、住宅のあつせんなどを実施しているところがございます。今後とも、被災者の方々に寄り添って、必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

○福田(昭)委員 きめ細かく、被災者の気持ちに寄り添ってやっていくということで、それは非常によかったなとも私思っております。

私も、地元の人と話をしておりますと、町の再生よりも一人一人の生活再建を優先させてくれ、そういう要望がたくさんございましたので、復興委員会などで私もそんな提案をしてまいりました。

二つ目でありますが、問題は、帰還困難区域について、モデル除染を受けて、今後、この区域の除染をどうするのか、その点について伺いをいたしたいと思っております。

○浜田副大臣 除染につきましては、環境省が主体となつて進められているものでございますけれども、御指摘の帰還困難区域につきましては、平成二十三年十二月の原子力災害対策本部決定におきまして、将来にわたつて居住を制限することが原則とされておりまして、区域内への自由な立ち入りや事業活動も制限されている区域でございます。

このような位置づけがなされている帰還困難区域の除染を含めた今後の取り扱いにつきましては、放射線量の見直し、今後の住民の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿などを踏まえながら地元と検討を深めていく必要がある、こうしております。

このため、除染作業を初めとする復旧復興事業

の実施に当たりましては、放射線量を確認の上、まずは帰還困難区域から活動の自由度の広がる居住制限区域などへの区域見直しを行うことなど、地元自治体の将来計画と整合的に行うことが適切であると考えております。

ただし、町の復興に資する施設や地区などがございますれば、現在も帰還困難区域で実施されているように、個別に、スポット除染と呼んでおりますけれども、除染を行うことも選択肢の一つと考えております。

いずれにしても、帰還困難区域の除染につきましては、地元の意見を十分聞きつつ、このような視点から慎重に検討を進める必要があると考えております。

○福田(昭)委員 慎重に進めるのはいいんですけども、もう既に四年もたっているんですよ。ですから、私もベラルーシの話を聞いたことがありますが、私も、メツシュに区切つて、どの地域は、十年後、二十年後、三十年後にはこういうふう

に放射線量が減つていきますよ、そういうやり方マップをつくつて、地元の人に提示をして、地元の人と相談をする、そうしたことが必要だと思いますので、ぜひそうした作業を早急に進めていただければと思います。

三つ目は、福島第一原発周辺四町の帰還希望世帯、これが一割から二割だということですが、これをどう評価しているのか、お伺いいたします。

○浜田副大臣 御指摘いただきましたように、四町、富岡、浪江、大熊、双葉町でございますが、この中で戻りたいと回答された世帯は、いずれも一割から二割の状況でございます。

しかしながら、二十五年と二十六年の結果を比較しますと少し変化がございます。まず、富岡町、浪江町におきましては、戻りたいとの回答をされた世帯の割合がわずかに減っております。それだけ、富岡だと〇・一％減、浪江だと一・二％減。しかし一方、大熊町、双葉町におきましては、戻りたいと回答された世帯の割合がふえています。大熊町では四・七％増、双葉町では二・〇％

増。一方で、戻らないと回答された世帯の割合は逆に減つています。大熊町では九・二％減、双葉町では九・〇％減。これは、大熊町の大川原復興拠点を初め、町の復興の絵姿が提示されたことが帰還希望の増加に少なからず影響を与えたものと推察しております。

住民の立場からすれば、現時点において町の復興の具体的な方向性や将来の帰還時期などがはっきり見通せない中、判断に悩まれている方がいまだ多い状況にあると考えられます。昨年度の調査におきまして、この四町で、帰還について判断がつかないと回答された方は二割から三割おられます。

いずれにしても、復興庁としては、町と協力し、このような住民の意向調査を継続的に実施するとともに、帰還を希望されるにせよ、別の場所での新たな生活を始められるにせよ、住民の選択に沿つた適切な支援が行われていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

○福田(昭)委員 皆さんにも資料の一をのこらういただきましたと思うんですが、今副大臣からお話がありましたように、若干戻りたいという人がふえたりいたしておりますけれども、しかし、戻りたいという人は、回収率を考えますと、浪江町を含めて、依然として一割以下ということなんです。しかも、戻らない人が、大熊町、双葉町では五〇％を超えている。富岡町、浪江町でも五〇％弱。しかも、判断がつかない人たちが二割五分から三割いる、こういう状況でございます。

こういった意味では、やはりしつかり、将来、帰還困難区域もちゃんと除染をするんだとか、除染をしないとか、帰還困難区域の中でも拠点だけ除染するんだとか、そういう方針を政府が一日も早く決定する、決めるということが、福島の避難している人たちが決断をする、そういう大変大きな判断材料になるというふうに思っておりますので、これをやはり急ぐべきだと思いますが、いかがですか。

○浜田副大臣 冒頭申し上げましたように、除染

につきましては、環境省としつかり連携しながら進めているわけでございますが、委員御指摘いただきましたように、町の復興計画を今順次改定しながら進めております。

その中におきましては、例えば、大川原地区については平成三十年まで、その次の大野地区は平成三十五年、こういう段階的に町の復興計画が出てきますので、そういうものに合わせながら除染を進めていく。

あわせて、今御指摘いただきましたように、復興のいろいろな事業を行うためのスポット的な場所も必要でございますので、そういうものについては優先的に除染をする。そういうものについては今現状でも行っておりますので、これをしっかりと徹底しながら、ほかの町にもうまく広がっていききたい、こういうふうな考えております。

○福田(昭)委員 四つ目でありまして、私も双葉郡の四町の町長さんたちと意見交換をさせていただいておりましたが、そうした中で、実は、一昨年四町を訪れたときには、仮称ではあります。双葉郡市のような新しい町づくりはぜひ考えてみたい、そういう話があつたんですが、昨年お邪魔したときにはそういう話が残念ながら消えていきました。大変厳しいことを言うようでありまして、戻りたい人が一割から二割の世帯しかないというのを考えると、町そのものの復興、以前のようには、事故前の町を再生するということは絶望的だと私は思うんです。

ですから、そういうことを考えれば、ぜひやはり、仮称ではあります。双葉郡市のような新しい町づくりを考えて、その中にいろいろなものを整備していくということが私は大事なじゃないかなと思う。

なぜそんなことを申し上げるかといいますと、最初の調査で、それぞれの町の皆さんに、町外のコミュニティーをつくつたらそこに住みますかというアンケートもあるんですよ。そうすると、そこに住みますという人が何と二割。三割はいなかったんですね、大体二割台。そんなことを考え

ますと、私は、この双葉郡の四町を以前のよう
に、事故前のように再生することは不可能だと思
っています。そういったことを考えれば、やはり
新しい町づくりを考えるべきだ。

今回、ふたば高校という新しい中高一貫の学校
ができましたけれども、そういうものを核にした
り、それこそ、ロボットの先進研究施設をつくる
とかいう話もありますけれども、そういうものを
一つこういうところに設置して、本当に新しい福
島の再生ができるような、やはり新しい町づくり
をしていく、考えていくということが大事だと思
いますけれども、そんなことについては、今どん
なふうな状態になっているんですか。

○浜田副大臣 御指摘のとおり、双葉郡の各町村
を取り巻く環境が大きく変化しているのは事実で
ございます。

これを踏まえまして、産業、雇用、医療、福
祉、交通インフラなどさまざまな分野で地域のあ
り方を検討する必要があります。国の果たす
べき役割は大きいものと認識しております。

このため、復興庁といたしましては、昨年の十
二月に福島十二市町村の将来像に関する有識者検
討会を立ち上げまして、広域連携の拡充を含め、
鋭意検討を進めているところでございます。

今後、県や市町村と緊密に連携を図りながら、
双葉郡を含めた地域の復興のあり方を示してい
きたいと考えております。

○福田(昭)委員 放射線量の減衰、低下がどう
なっていくのかということ、町をどういうふう
に、福島を復興させていくのか、そういう具体的
なビジョンがやはり必要だと思えますので、ぜひ
復興庁としては、関係省庁と連携をとりながら急
いでつくる必要がある、そのことを指摘しておき
たいと思います。

次に、放射性指定廃棄物最終処分場の六県の現
状についてであります。

一つ目は、現在どこの県も決まらないわけであ
りますけれども、どうして理解が得られないと認
識しているのか、環境大臣の御認識をお伺いた

します。

○望月国務大臣 放射性物質が付着しました焼却
灰などの指定廃棄物、やはりこれを長期にわた
つて管理する施設の受け入れについては、地元の皆
さんに御理解いただくということは非常に難しい
課題であると思います。

環境省といたしまして、この指定廃棄物の処理
の必要性や施設の安全性について、いまだ地元
の方々に十分な説明ができていない、まだまだ足
りない、こういうことは認識をしております。

一方で、ただ、現在、指定廃棄物は各県のさま
ざまな場所に分散をしております。これは一時保
管されておりますけれども、長期的には、台風が
いつ何どきあるかわからない、あるいはまた、こ
ういふような状況でございますので、竜巻などの
自然災害、そういったおそれもあります。した
がつて、できる限り速やかに、そしてまた各県毎
に指定廃棄物を集約して処理する必要がある、
我々はこの認識を持っております。

今後とも、県や、詳細調査の候補地となってい
る市町村、それからまた地元の方々に誠意を持
つて対応すること、これが大変大切であると思
っておりますし、指定廃棄物の処理について理解が得
られるように努力を進めてまいりたい、このよう
に思います。

○福田(昭)委員 大臣は全く認識をしておられ
ない。候補地に選ばれた人たちは、何も罪を犯して
いないのに無過失責任をとられるような、そう
いふ問題ですよ、これは。何も罪を犯していな
い。いいですか。何の思惑もない、そういう人た
ちが、おまえのところで引き受ける、こう言われ
ている。まさに非常な仕事をやらせようとしてい
るのがこれですよ。

しかも、風評被害の大きさといったら、これは
とんでもない大きさです。小さな町などは、町が
なくなってしまうような、本当にこれは、そんな
心配もある指定廃棄物の問題なんですよ。認識が
ちよつと甘過ぎます。

時間がなくなりますので早く行きますけれど

も、二つ目は、平成二十七年の三月三十一日まで
に設置する目標ができなかったが、今後どうい
う計画を立てるんですか。望月大臣は、それは前政
権が決めたことで期限とは考えていないというよ
うなことを発言したようでありましたが、では、今
後いつまでに、そういう計画を立てるんです
か。お答えください。

○望月国務大臣 御指摘の目標、これは私も発言
をしておりますが、これを引き継いでいるもので
はございませんが、引き続き、各県における実情
を踏まえて、地元の方々に誠意を持って対応し
て、指定廃棄物の処理が進むように努めてまい
たい……(福田(昭)委員「わかりました。それでい
います。委員長、その次に行ってください。答え
はそれでいいです」と呼ぶ)

○福田(昭)委員 次に、三点目は、栃木県塩谷町
のこのたびの県議会議員選挙の結果をどう受け
とめているのか。

御案内のとおり、民主党公認の候補が得票率七
四・一九％、自民党公認の候補二人合わせて二四
％でした。これは明らかに塩谷町民が、絶対だ
め、白紙撤回だ、そういうことに賛意を示した結
果なんです。環境省として、大臣、どう受け
とめていますか。

○望月国務大臣 選挙は、民意ということでござ
います。やはり、選挙というものはさまざま
課題を掲げてやっているわけでございます。

ただ、地元の方々の関心が高くて、さまざま
声が上がっていることは承知しておりますし、
我々も、先生おっしゃったように、大変重く受け
とめなくてはならない、こんなふうな考えており
ます。

ただ、先ほどから……(福田(昭)委員「いいで
す。委員長。そこはいいです。ただは要りませ
ん」と呼ぶ)

○北川委員長 いや、福田委員の質問に今大臣答
えておられるわけですから。

○福田(昭)委員 いや、ですから長くてだめで
す。質問が終わりませんから、いいです。

○北川委員長 では、大臣のお答えはそれでよろ
しいんですか。

○福田(昭)委員 いいです。

○北川委員長 では、福田昭夫委員。

○福田(昭)委員 全く大臣は認識しておりませ
んので、結構です。

次に、現在の基本方針に基づく放射性物質の総
量及び処理施設について、これは環境省の事務方
から、イエスかノーかで答えてください。

四点質問いたします。

一つ目は、福島県内の除染土壌等と十万ベクレ
ルを超えるものは最大二千二百万立米で、中間貯
蔵施設へ処分をして、三十年以内に県外へ持ち出
すということと間違いないのか。

それから、二つ目でありましたが、指定廃棄物
は、五県分は約二万五千二百五十トン、福島県分
も含めると約十五万四千九百二十トンで、それぞ
れ各県に処理施設をつくるということと間違いな
いのか。

三つ目は、指定廃棄物の量は、六県と比較する
と、平成二十六年十二月三十一日現在で、福島県
分が八三・七〇％、栃木県分八・七三％、千葉県
分二・三八％、茨城県二・二八％、宮城県分二・
一五％、群馬県分〇・七七％で間違いないか。

四つ目は、五県分の指定廃棄物約二万五千二百
五十トンは、福島県の除染土壌等と十万ベクレル
を超えるものの最大二千二百万立米と比べると、
わずか〇・一一％にしかないが、間違いない
か。

この四点、イエスかノーかでお答えください。

○三好政府参考人 福島県内の除去土壌と十万ベ
クレル・キログラム超のものの廃棄物の量でござ
います。これは、先生がおっしゃっていただいた
いの数字、二千二百万立米は、可燃物を減容化し
た後の数字ということで、最大の見込みでござい
ます。

なお、三十年以内、県外最終処分につきまして
は、中間貯蔵した土壌を減容化、再生利用を図
つた上で、再生利用されないものについて、中間貯

蔵開始後三十年以内に、最終処分を完了することにしております。

○鎌形政府参考人 残りの三点についてお答えいたします。

指定廃棄物の五県の量ですが、二万五千二百五十六トン、それから福島県の分を含めれば十五万四千九百二十六トン、そのとおりでございます。それぞれの県内処理の原則は御指摘のとおりでございます。

それから、六県の比較でございますが、先ほど、六県分のうちのそれぞれのパーセントで御指摘ございました。その数字については、私どもの把握しているものと同様でございます。

それから、五県分の指定廃棄物と中間貯蔵二千二百万立米との比較でございますけれども、中身が違いますので単純には比較できないこと、あるいは、指定廃棄物の量は重量、それから汚染土壌は体積ということで、単純な比較は困難だと思いますけれども、仮に、指定廃棄物一立方メートル当たり重量を一トンとすると、割り算をすれば〇・一％になるということでございます。

○福田昭委員 ありがとうございます。

それでは、次に、中間貯蔵施設の用地と帰還困難区域の買収について伺いをしたいと思うんですが、時間の関係で、二つ目の、帰還困難区域全域の総面積と、仮に事故前の評価額で買収すると幾らになるのか、御存じないと思いますけれども、時間の関係でこちらでお話をしたいと思えます。

コスモス法律事務所の弁護士、中下裕子先生によりますと、総面積約三百三十七平方キロメートルで、千六十三億八千七百七十四千円と試算をいたしております。

この金額で地権者が買収に応じてくれるならば、中間貯蔵施設も含めて全て買収することが福島県の再生計画を描く上で大変私は重要だと思えますけれども、復興副大臣の考えをお伺いしたいと思います。

○浜田副大臣 原子力災害で被災された方の土地

につきましては、原子力事故により生じた損害のため、原子力損害賠償法に基づいて東京電力に賠償の責任を負わせることが適切であると考えておりまして、賠償としてお支払いしていることで対応しているものと理解をしております。

この面積ですけれども、三百三十七平方キロということだと思えますけれども、これについては、それぞれ家屋なり山林とありますので、その金額についてはちよつと評価できないと思えます。済みません。

○福田昭委員 確かに、東電から後で返してもらわなくちゃならないかもしれませんけれども、しかし、帰還困難区域は、皆さんが指定しているように、少なくとも三十年ぐらい帰れない地域なんでしょう。ですから、それが本当に放射線量が下がってどれぐらいで帰れるのかという判断もあるかと思いますが、そうしたことをはっきりして、やはりこれを全部買収させていただくということがもしできれば、では、もし放射線量が下がっていったときにこの土地を福島県の再生にどう生かしていくのか、そういうことも実は政府が考えることはできるんですよ。

しかし、他人の土地には絵は描けません。ですから、そこはやはりしっかりと考えるべきだと思います。あくまでも地権者が理解してくればの話でありますけれども。私はそうしたことが福島再生につながるっていく、そのように考えております。

それでは次に、放射性指定廃棄物の真の解決策に向けてあります。

一つ目は、やはり原理原則。例えばであります、水源には絶対つくらないとか、排出者責任、東京電力であります、これはしっかり全うしてもらって、各県処理ではなく集中管理をする、あしき前例はつくらない、そうしたやはり原理原則を立ててやるべきだと思いますが、環境大臣、いかがですか。

○望月国務大臣 おっしゃるように、これは原理原則。水源は、例えば水源に影響を及ぼさないよ

うに配慮する、あるいはまた施設を二重のコンクリートの堅固な構造とする、排出者責任は、特措法に基づきまして、国が責任を持って処理する、その処理に係る費用は、先生がおっしゃったように東京電力、その排出者責任ということでございましてで求償する、そういうようなことを、原理原則は守っていききたい、このように思っております。

○福田昭委員 皆さんも資料の二をらんいたしたいと思いますが、これが指定廃棄物の指定状況、昨年の十二月三十一日時点の資料でございます。

これを見ますと、やはり放射性廃棄物の量から考えれば、栃木、宮城含めて五県分合せても福島県の〇・一％にしかありません。福島県の富岡町のエコテックセンターに処理をしようとしている分も合わせても一％にはなりません。

したがって、この問題は、やはり福島県民の皆様の理解を得る方が早いのではないですか。五県にそれぞれ、それこそきれいな自然を汚すような場所につくると言ってみんな反対に遭っているわけですが、五県の皆さんの御理解を得るよりも、福島県の皆さんの理解を得た方が早いんじゃないですか。環境大臣、どうですか。

○望月国務大臣 このことにつきまして、我々の政権だけではなくて、前政権の皆様、非常に苦労してこの形を築き上げていたと思います。我々は、そういったものをしっかりと承継して、こういふ形にさせていただきたい。

今、そういうことでございまして、今お話がございましたように、福島県に集約して処理すべきという意見も聞かれます。しかし、やはり原発事故により大きな被害を受けた福島県に對しましてこれ以上の負担を強いることは到底理解が得られない、我々はこのように思っております。

こういうことで、各県内で処理する考え方を直す予定はございません。

○福田昭委員 見直す考えはないということですが、先ほど申し上げたように、五県分合せて

も〇・一％にしかありません。

しかも、ここに中間貯蔵施設の概要などが書いてあります。これをよく読みますと、ここに貯蔵するものについては、八千ベクレル以下の土壌など、八千ベクレルを超え十万ベクレル以下の土壌など、それから十万ベクレル超の土壌など、除染廃棄物が焼却灰になったもの、十万ベクレル超の対策地域内の廃棄物など、合わせると最大約二千二百万トンと書いているんですね。

ですから、指定廃棄物もこの中へ実は入ってきちゃうんですよ。中間貯蔵施設へおさめるものと同じように、この中間貯蔵施設へ入ってきちゃうんですよ。しかも、量は〇・一％にも満たない。これがどうして福島の人に負担をかけることになるんですか。どうですか。

○望月国務大臣 これは、指定廃棄物の量の多寡、多さということではない、私はこのように認識しております、やはり各県内で指定廃棄物の処理が進むように、引き続き県や市町村あるいは地元の方に対して我々自身が誠意を持って対応していきたい、こんなふうな思っております。

○福田昭委員 全く理解していないようでありまして、地元の人とちよつと話をしてみてください。ちゃんと私は話をしていますからね。

それで、三つ目でありまして、放射性物質汚染対処特措法の施行検討会がスタートしたようでありまして、特措法と基本方針の抜本的な見直しが必要だと思えますが、ことしの夏までにこの検討会が提言をまとめるということでありまして。

ここで委員長にお願いをしておきたいと思えます。大臣にお願いをしてもしよがないので、委員長にお願いをしておきたいと思えますが、この問題の真の解決を図るためには、環境省が設置した施行状況検討会のメンバーと環境委員会のメンバーでフリーディスカッションをする場がやはり必要だと思えます。フリーディスカッションをして、本場に現状をこの検討会の皆さんもよく理解をして、ただ単に資料を見るだけじゃなくて、しっかりと、五県の代表も要ると思えますからその代表

の皆さんにも加わっていたら、委員会で質疑
じゃなくてフリーディスカッションをして、真の
解決に向けて、ぜひ環境委員会として政府をしつ
かり叱咤激励して、解決ができるような対応をお
願ひして、私の質問を終わりにします。

以上でございます。

○北川委員長 次に、田嶋要君。

○田嶋要委員 おはようございます。民主党の
田嶋要でございます。

環境委員会に貴重なお時間をいただきまして、
質問させていただきます。委員長を始め皆様から
感謝申し上げます。

この委員会を見渡しますと、福島先生、私と
一緒の千葉県の先生、それぞれおいでございま
すし、全国の委員がいらつしやるわけでございま
すが、この原発事故というのは、今の福田先生は
栃木でございませうけれども、福島はもろろんのこ
と、本場にいろいろなところにいるいろいろな苦し
み、不幸をばらまくものだとこのことを改めて感
じるわけでございます。

きょう、偶然重なったわけでございますけれど
も、新聞報道によれば、私の千葉一区というところ
に指定廃棄物が、候補地として決定をする。その
知らせが、きょう午後の二時でしようか、今報
道によりますと、環境副大臣が千葉の市長にお会
いになるというふうなニュースも流れてございま
す。私がいろいろと環境省に聞いておる限りは、
まだ何も決まっておりますというのをずっと
おっしゃっておるわけでございますが、大臣、こ
のニュースは事実でございましょうか。

○望月国務大臣 今御指摘ございましたように、
詳細調査を行う候補地の選定結果につきましても、
は、まさに、本日午後、小里副大臣が千葉市役所
及び千葉県庁を訪問して熊谷市長及び森田知事に
直接報告をする、こういう形になっております。

まずは、地元の信頼関係でございまして、地
元に赴き、選定結果などについて丁寧に説明をす
ること、これがやはり筋だと我々は思っております
し、環境省におきましては、選定作業に係る情

報管理については細心の注意を払っているこ
ろでございます。このようなかた、また地元
の皆さんに話をする前にこういった報道がなされ
ているということは、私たちは大変遺憾に思つて
おります。

本日、千葉市及び千葉県に正式に報告した後
に、地元の議会や住民の方々を含め、施設の必要
性、安全性を初めとして丁寧な説明を尽くしてい
きたい、こんなふうに考えております。

○田嶋要委員 福田委員のお地元の栃木も去年
から本場に苦勞されておるわけでございまして、
そういった意味では、指定廃棄物関係県が複数あ
る中で、初めてのことでないわけでございませ
うが、お手元の資料の二ページから、時系列的にど
ういうタイミングでどういう地元記事、これは地
元の千葉日報でございまして、きょうも記者さん
が見えでございましてけれども、そういった時系列
の記事をつけさせていたいただきました。

これは日付を見ていただくと、初めてが土曜
日、四月十八日でございまして。そして、うわさ
ベースで私の耳に入ってきたのがその前日の十七
日、すなわち先週の金曜日なんです。

これは、今遺憾だということふうにおつしやいま
すけれども、いろいろなニュースの中でも、特定の
場所にそうした非常に国民が心配をしている、目
にも見えないものが来る、来ない、こういった非
常にセンシティブなニュース、情報なわけでござ
います。なぜこれが一週間も前にこういう形で報
道されなければいけないのか。

マスコミの仕事は、情報をとる、そして報道す
るという仕事なわけでございまして、今、管理は
ちゃんとされてきたということでございますけれ
ども、これはやはり、ほかの情報以上に特段の注
意を払って、厳重管理をして、今大臣が初めて国
会の場で、地元の私国會議員に対してそういうこ
とをおつしやっていたございました、やはりこれが
公に向かつての最初であるべきだし、そしてもち
ろん、千葉市の市長さんとか一部のそういう立場
の方には内々の話はある程度行っているかもしれ

ないけれども、厳正管理がされてしかるべきじゃ
ないかな、私はそういうふうに思ふんですが、大
臣、これは遺憾では本場に済まないんじゃないか
な。こういうことが何で繰り返されるのか。

大臣、これは私の反省というか私の経験も、御
存じかと思いますが、私は福島県の現地の本部長を
三カ月やっております。現地の首長さん方と同
じ思いで、怒りをいつも覚えていたんです。当
時は民主党政権でございました、何政権であつても
突然出るんですよ、ニュースが。そして現場は
ひっくり返るんです。だから、現場の首長さん方
の怒りの気持ち、悲しさ、全く私は共有してい
たんです、当時。

だから、私は官邸に向かつて、政権に向かつて
文句ばかり言っていましたよ、何でもこういう情報
を現地に知らさずに先に流すんだ。これは同じ
ことが、やはり政権が変わつても起きていますん
です。誰がやつても起きていたのは、難しい
とは思いますが、これは特別心配していた
だかなかつたらいけないし、これからまだ残され
ている県もある中で、二度とこういうことがない
ようにしていただきたいということを改めて大臣
にお伺いします。

○望月国務大臣 先生がそういう仕事に携わつて
きて、非常に心配をなさつてきたということ、
我々もまさにそのとおりでございまして、どこか
いろいろな情報が出てくるのかなというふう
に思いますが、まず、何といたつてもやはり、地元の
皆さんに一番最初に説明をするのが筋でございま
して、こういうような情報が漏れしてしまうとい
うのは全く遺憾なことだ、我々もこれからそう
いったものをものと厳重管理していかなくちゃい
けない、こんなことを今改めて認識して、注意をし
ていきたい、このように思っております。

○田嶋要委員 環境省は、この原発の関係、い
ろいろ担当されておるわけでございまして、資料
はり特段細心の注意を払っていたら、資料の
回収とかそういったことはふだんからルールがあ
るかと思いますが、もう一度改めてそういう厳

格なルールを設けていた、ということをお願い
申し上げたいと思います。

そして大臣、これは残念ながら結果でございま
すので、こういう事態になつてしまつて私が残念
ながら申し上げなさいいけないのは、大臣の仕事
が格段難しくなつた。これは結局、大臣にも降り
かかつてくるんです、環境省自身に降りかかつて
くるんです。こういったことをやると態度を硬化
するのは当たり前ですね、現場の皆さんが。多
かれ少なかれ、何なんだこれはといつて、今、地元
の議長さんも、それから市長も、あるいは役所の
人、住民、みんなが動揺をしているわけでござ
います。

これは次の新聞記事、二ページが、寝耳に水の
猛反発、その後で、議長から熊谷市長への申し入
れ、これが今週の前半ですかね、そして、きのう
のニュースが四番ということであります。

これはもう本場に時既に遅しということ、こ
ういうことになれば、なかなか本来解決するもの
も解決しないような状況になつてしまふ。このこ
とを御理解いただきたいということ、ほかの県
に対して、まだ残つておるわけでありますので、
二度と繰り返してほしくないというふうに変更
をお願い申し上げます。

次に、候補地の不適格、適格ということに関し
てお尋ねをしたいというふうな思いです。

これははつきり言つて、首長さん方の千葉県で
の会議の議事録などを読みますと、やはり皆さん
が想定しているのは、人里離れた山の中、そんな
ようなイメージの、そういうような想定に基づい
た質疑が多々ありました、私も拝読いたしました
けれども。

しかし、そういう中で、事もあろうかといいま
すか、政令市の、人口が非常に密集している町
の、しかも海に突き出たところですね。これは一
枚目の写真をごらんください。この点々の丸で囲
んだところが東京電力の敷地ということのようで
ございます。私、現地にはまだ行ったことはありません
けれども、こういうところということ、

要は、水が湧き出るところではないですけれども、水がすぐ横にあるところですね。

これは普通の素人の感覚として、私は専門家ではございませんが、例えば、液状化の問題、それから地震、津波の問題。ここは千葉市の中央区ですが、海抜ゼロメートル、一メートル、二メートル、そういうような非常に低い数字のところがたくさんあるわけでございます。

そしてまた、言うまでもなく、直下型の地震が何年以内にどのぐらいの割合だ、これはみんなが意識をして、今、住民の危機感、そして防災意識、減災意識が非常に高まっておるわけでございますが、よりによって何でこんなところが候補地にならなきゃいけないかということが輪をかけて住民を恐らく驚かせているし、議会の方々、首長さん方、みんなびつくりしているというふうに考えます。

この適格、不適格の中で、これから直下型地震が起きるかもしれない、津波が来るかもしれない、その辺に関してはどのように認識をされておるんでしょうか。

○望月国務大臣 まず先に、ちょっとお話をさせていただきたいのは、詳細調査を行う候補地の選定結果につきましては、実は本日午後小里副大臣が千葉市役所及び千葉県庁を訪問して、熊谷市長、森田県知事に直接報告することになっておりますので、まずは地元へ赴いて、選定結果などについて丁寧に説明することが筋ということになっております。地元で説明する前に、ここが候補地であるかどうかということを質問にお答えすることとは、これまた、先にこちらでというような形になりますと、地元の方はなぜ最初に地元と言わないうんだという話に、そういうことも往々にして起こりますので、まず、具体的な候補地については差し控えていただきたいな、こんなふうに思います。

ただ、御指摘の津波や液状化、大規模な地震などの御懸念については、場所の選定手法、あるいはまた施設設計、維持管理などについてはしつ

かりと配慮して対処することとしております。

○田嶋(要)委員 おっしゃるとおり、現時点ではまだ、ぎりぎり、いろいろな制約があるのは理解をいたします。

大臣、その関係で、五ページの大臣の顔写真入りのニュースでございますけれども、五ページのこの顔写真入りの下から三段目の後段ですけれども、「環境省は長期管理施設の選定では、津波が押し寄せる地域は対象外にしている」と、こういう記述があるんですが、こんなことはわかるんですか。

これは一般論で結構ですよ、千葉市がどうということじゃなくて、「津波が押し寄せる地域は対象外にしている」、こんなことがわかっていたら苦労しないと私は思うんですよ。自然災害というのは、こういうことがわからないから人命が失われたりするんじゃないですか。こういうことを本当に環境省は言っているんですか。

○鎌形政府参考人 千葉県の場合、市町村長会議におきまして、選定の手法についていろいろ議論を積み重ねてございます。(田嶋(要)委員「千葉県の場合、じゃなくっていいですよ」と呼ぶ)はい。

いづれにしても、津波に関しては、対象とする土地から、いわゆる津波浸水区域に該当するエリア及び東日本大震災における津波到達ラインより海側のエリアをあらかじめ除外する、そういうようなルールに従ってこの選定作業を進めてきているということでございます。

○田嶋(要)委員 ぜひ、きょうされるのであれば、千葉市長並びに知事にしつかり説明していただいて、これは、普通の人から見ると、一番おっかないところは何かとんでもない企てをしようとしているという印象を持たれますよ、当然、そのことをしつかり説明していただければと思います。

最後、時間でございまして、もう一問だけ。放射線量の八千ベクレル以上というので指定を受けるということでございますけれども、ひよつとしたらもうどなたか聞かれたかもしれせん

が、この線量というのは、当然、ある時点で測定をし、どんどんどんどん下がっていくわけでございます。セシウム134、137、134は半減期が短いというような話を聞いております。

これはやはり、どこの地域の問題も同じですが、指定を受けた時点は、指定は八千ベクレル以上十千ベクレル以下ということでございますが、どんどん半減期で下がっていくということであれば、もう一度測定をし直す、ないしは、測定せずとも、いつそういう数字だったかというログがあれば、当然、今は何ベクレルなのか、そして、今の数字が八千を下回っていれば、それは指定を解除するような手続を踏めば、今抱えてしまっている地域にとつても、将来これから持ち込まれる地域にとつても、いづれにしても指定される量というのはは相当減るのではないかとこのように考えますが、今の法律上はそういう手当てがなされていないと思います。

最後に大臣にお伺いしますが、そこは、やはりどんどん、放射性物質の性格としてそういう性質があるわけでございますので、その指定の再指定といえますか解除といえますか、法律上の言葉はともかく、こういった対応をされるお考えがあるかどうか、大臣にお伺いします。

○望月国務大臣 放射性濃度が一キログラム当たり八千ベクレル以下となるなど、指定要件を満たさない状況となったものについては、廃棄物処理法に基づく従来の方法により安全に処理できるもの、こういうふうになっております。

そのため、先生のお話にございましたように、幾つかの自治体から、指定解除により処理が円滑に進むとの御指摘や指定解除の要請があることを踏まえて、環境省におきましては、指定廃棄物の指定解除手続について今現在検討しております。

そして、時期については確たることは申し上げられませんが、御指摘を踏まえて、できるだけ早期に結論を出すために、事務方に検討を急ぐように指示をしているところでございます。

○田嶋(要)委員 ありがとうございます。

できるだけ早期にということでございますが、私は、千葉県の三千六百万、それぞれ、いつ、どのものがどういう数値で測定されているかというデータを一週間前にお願ひしましたが、残念ながらきょうまで出てきませんでした。

そういったことで、できるだけ早期にというのは、言葉だけじゃなくて実際にできるだけ早期にやっていただいて、その指定されたものが今もう一度計算し直すかどうかという数字か、速やかに出しをいただきたいというふうに思います。

きょうは、どうもありがとうございます。

○北川委員長 次に、中島克仁君。

○中島委員 民主党の中島克仁です。

本日は一般質疑ということで、私からも質問させていただきますが、私からは、まず、温暖化対策の取り組みについてお尋ねをしたいと思

います。

年末にパリで開かれますCOP21に向けて、二〇三〇年の温室効果ガス削減目標の調整が大詰めを迎えていると、今週も、各新聞紙上でも大きくたびたび報道されました。

日本はCOP19のときに、二〇二〇年の目標を〇五年比でマイナス三・八として閣議決定をしております。二〇五〇年の八〇％削減目標は〇五年比で二〇％台後半、その削減目標が必要と主張をされているとされております。一方で、経産省は削減目標が二〇％台前半にとどまるとされており、この数値目標の調整が大詰めを迎えているというところで報道されておるわけです。

電力部門のCO₂の削減は、現在、我が国のCO₂の排出の約四割を占めていて、言うまでもなく、今後のエネルギーミックスの策定、再生エネルギーの導入促進と温暖化対策の目標設定は表裏一体。これも言うまでもなく、温暖化対策は、環境省の設置法の最も重要な排出抑制として定められた所管ということであります。

三月の二十七日に我が党の馬淵議員から、CO₂削減目標設定の前提である再生エネルギーの

導入見込み量の推計も、環境省、経産省、それぞれの立場があるのは御理解できるけれども、だからこそ、これは事務方に任せるのではなく、望月大臣と宮沢経産大臣がしっかりと話し合って連携をとる、関係閣僚が対等な立場で、バイでの話し合いをぜひしていただけるようにというふうなことを指摘させていただき、望月大臣も、しっかりと受けとめるというふうにおっしゃっておられました。

一昨日、NHKの報道によりすると、今週中には四閣僚、四大臣による会合を開かなければならないというふうなことを述べられておりましたが、まず、この四大臣による会合を開かれたのか。そしてまた、この一月月の間に、しっかりと受けとめられたとおっしゃっておられました、非公式も含めて、宮沢経産大臣とのバイでの話し合いをされたのかどうか、お尋ねをいたします。

○望月国務大臣 先生の御指摘のように、地球温暖化対策は環境省の重要な任務である、あるいは、環境大臣は地球温暖化対策について重大な責務を負っている、これはもう認識をしております。そして、今、新たな温室効果ガス削減目標、国の地球温暖化対策計画の策定に向けても政府全体をリードしていく、そういう立場にある、このように思っております。

今後とも、低炭素社会の構築と中長期の大幅な排出削減を実現するために、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、宮沢大臣とは、たまたま会派と申しますか、一緒の形でございまして、何においても毎週顔を合わせるというふうな状況でございまして、もちろん、外務大臣ももちろん私たちの会派でございまして、また、吸収源の農水大臣の林大臣も同じグループでございまして、そういうところでは常日ごろ顔を合わせておりますので、やはり、そういう中で、こうであるべきというのとはざっくばらんに話をさせていただいております。

そして、我々としては、やはり環境省の立場と

いうものをしっかりとそこで主張させていただく。そういう形の中で我が国の方向性をしっかりと決めていきたい、こんなふうな思っております。

○中島委員 大臣、一昨日のNHKの報道で私は聞いたんですが、今週中には四大臣閣僚会議が開かれる、開く必要があるということだったと思いますが、開かれたのか開かれなかったのか。もし開かれなければ、きょうは金曜日ですから今週は終わってしまいます。その辺はいかがなんでしょうか。

○望月国務大臣 四大臣そろってというふうな話し合いというものはさせていただいております。

○中島委員 したんですか。

○望月国務大臣 いたしました。

○中島委員 三月二十七日の馬淵議員からの質問でもあったように、経産省、環境省、それぞれの立場で乗り越えなきゃいけない部分があるということは当然だと思います。だからこそ、何度か何度か、今も御答弁ございましたが、同じ派閥とか、しよつちゅう顔を合わせるとか、もちろんそういう関係だということはわかりますが、改めてしっかりとこの場で、四大臣の内容がどうだったのかは今お答えできればお答えいただきたいと思うんですが、その会議での結果を、まずどういう内容だったか。

今、そういう局面であるわけですね。その辺の認識を強く持つておられるということですが、その四大臣での会合でどのような話し合いがされたんでしょうか。

○望月国務大臣 これは、もちろん、その数値を決めていくということになりますと、やはり総合的な判断が必要でございます。私たちだけで、私だけで決めるわけにはいかない。私と経産大臣だけで、先ほど申しましたように、決めるわけにはいかない。外務大臣も、あるいはまた農水大臣もさまざまなかわってきますし、また、国の方針を決めるということになります。

そういうことでございまして、四大臣というの

は、その最近の動きについて官房長官に実は報告をさせていただく、そういう形でございます。そういう中で、まだ特段、何が決まったというところまでは実は聞いていないというのが事実でございます。

○中島委員 その上で、四月の三日に、二〇三〇年の再生エネルギー導入量が最大で三〇％となるということが公表されました、これは、委託していた三菱総研の試算結果をもとにと。これは環境省としてなのかどうか。これが、まず、これから電源構成、再生エネルギーの導入量、今話し合いが置かれた中で、それぞれの立場、それぞれ、私どもだけでは決められないというお話がございましたが、もともと持つていくものがなければ相談のしようもないというか。

そこで、ちよつと確認なんです、この四月三日に、二〇三〇年の再生エネルギー導入量、一応公表はされておるんですが、確認です。これは環境省の試算ということでしょうか。

○望月国務大臣 御指摘の試算でございますが、これは、環境省の委託を受けて三菱総合研究所が、さまざまな前提や仮定を置いて、二〇二〇年、二〇三〇年、二〇五〇年の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを試算したものでございます。

そういうことでございますので、さまざまな課題のある試算ではありますけれども、こうした試算も参考資料の一つとして、環境省として、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて関係省庁と連携をまいりたい、このように思っております。

○中島委員 もう一度ちよつと確認ですが、環境省の最終試算ということでしょうか。

○望月国務大臣 最終試算に参考にする一つであるということでございます。これだけで決めるというわけではありませんが、いろいろな情報を得て、その中で決定していくということになります。

○中島委員 では、最終決定試算はいつ出るんで

すか。

○望月国務大臣 これは、最終決定するのは、我々は、四大臣会合、官房長官に報告をし、その後、最終的な決定をするというふうな形になります。

ですから、今は、さまざまな数字が出てきて、それぞれの参考にはさせていただいている、こういう形になると思います。

○中島委員 ですから、済みません、ちよつと私の理解が悪いかもしれませんが、環境省としての最終試算はいつ出るんですか。

○望月国務大臣 最終試算というのは、COP21に数字を出すまでには、これは、我々がそういう最終試算というものを決めて決定していくということでございますので、その日がいつということはまだ決まっております。

○中島委員 それは、COP21のときのものは国としての最終試算だと思いますが、先ほど言ったように、それぞれの立場で、そのための四閣僚の会議だと思ふんです。環境省として、報道では三〇％というふうな言われておりますが、これは三菱総研の試算だということ、それぞれテクニカルなことも含めて検討が必要ということであったわけで、例えば、閣僚会議に持つていくときに、環境省としてはこうなんだという、環境省としての試算というものがいつ出るのか。

○望月国務大臣 そりが難しいことで、環境省として出すというのは、さまざまな資料を集めて、こういうものが幾つかあるというものをまとめていくという段階で、ほかの省庁とも、あるいはまた、最終的には国の方針を決めるというところに持つていくということでございます。環境省が数字を出して、これでやってください、そういう決定というものはなかなかないのではないかなというふうな思っております。

○中島委員 それでは、それぞれの立場を乗り越えて、何と申して、それぞれの立場の前提がなければ、何を話し合うのか私にはさっぱりわかりません。

経産省は、これは二〇％半ばにすると、審議会でのことが発表されておるわけですよ。我々というか、環境省としての前提となる試算が公表できないのかできるのか。その上で、土台となる試算がなければ、どうやって話し合うのか私にはさっぱり理解できないんですね。

この報道、きょうはちよつと手元の資料を出していませんが、月内にも政府原案を出す。そして、G7、サミットまでには国外に向けて日本の数値目標を設定して出していくというところまで来て、もう最終局面なわけですよ。それがCOP21。それは当然だと思いますが、環境省としての軸足というものが明確になつていなければ、どうやって話し合いをするんですか。

○望月国務大臣 ですから、三菱総研のこういった調査も、我々のところでただしまい込んでしまふのではなくて、皆さんに情報を、たしか三月三十一日にこの数値をいただいて、四月三日ごろには皆さんに公表している、こういう考え方もありますよと、基本となる考え方は。

ですから、経産省も数値が、報道ではそういうものが出ていますけれども、経産省がこういうものでやりますというものは実は出ておらないというのが現実だと思えます。

○中島委員 ちよつとそれではなかなか、環境省はどこに向かつているのか、全く私には。国民の皆さんに向かつて、成らない。新聞報道でははつきりというふうを書いてあるわけですよ。だけれども、三菱総研の結果、最大導入量三〇％という試算が出ていて、それをもとにしていくのかどうかということすらわからないということであれば、今後どうなっていくのか大変不安にも思えます。

私は、基本的には環境省を応援したいという立場でいるわけですし、そういった意味から、何度もう言うようですが、これは最終局面で、まさに望月大臣のリーダーシップ、調整力が問われる局面であると思います。

きょうはちよつと時間が短くて、これで終わら

なければいけません。ぜひ、この最終局面に向かつてしっかりとリーダーシップを、そして調整力を発揮していただきたいというふうに思っています。

時間ですので終わりますが、一言お願いいたします。

○望月国務大臣 まさにこれは、日本の国の数字を出すということ、この数字を出すのに与野党ございせん。今の先生の御指摘というものを我々もしっかりと重く受けとめて、我が国のいい数字が出るように頑張らせていただきたい、このように思います。

○中島委員 質問を終わります。済みません。

○北川委員長 次に、小沢鋭仁君。

○小沢鋭委員 維新の党の小沢鋭仁でございます。

通告をしておる順番をちよつと変えさせていただいて、今、中島委員が温暖化の話をしていただいておりますので、私もその関連のところでもう入らせていただきたい、こういうふうに思います。

先ほどから大臣、お答えになっていますが、あちこちに変化を使つて御答弁をされているやに聞こえます。これは、先ほど中島委員もおっしゃっていました、まず環境省の立場を明快につくらないとだめですよ。

余り偉そうに私は言うつもりはありませんけれども、私のときはロードマップというのをつくりました。ある程度の数値目標も出しました。当時野党の自民党の皆さんから、ここにいらつしやる人たちはみんなよかつたんですよ、そうではない。経産省系の皆さんたちから相当激しくやられました。だけれども、そのくらいやらないとだめじゃないですかということをお先ほども中島委員はおっしゃったんだろうと思うし、私も申し上げたいと思います。

これはきょうの朝日新聞ですが、「二五％減とありますが、この二五％は一九九〇年比じゃないですよ、今話題になっているのは、」問われる

意欲 EU・米の水準下回る「五〇年に八〇％減と開き」、こういう見出しでしょう。こういう話で大丈夫なんですか、こういうことなんですよ。大臣、決意をちゃんと言ってくださいよ。

○望月国務大臣 これは、世界を相手にして我が国の方針を出していくという大変大切なことでございます。

小沢先生のような大臣経験者の今の御指摘というものを大変我々も重く受けとめて、しっかりとしないでいけないということ、今まさにそういう考えを持っておりますが、これを決めるのは環境省だけではございません。

ただ、国民のCO₂の脅威というものを、こういったものを考えると、環境省がしっかりとやらなくてはならない、まさにそれはそれとおりでございすが、やはり、こういう数字にしていくなかという、今まさにもんでいる最中でございまして、なかなか環境省だけで、この数字でいくんだ、そういうようなものを言えるというふうな状況にはございません。

何しろ国が一丸となつて、ほかの国に遜色がないような数字を出せるように我々は頑張つていきたい、このように思っております。

○小沢鋭委員 環境省だけで決められる話ではないというのはそれとおりでございます。

ただ、今私が申し上げているのは、あるいはまた、さっきの中島委員が言っているのは、環境省としての見解というのをちゃんと持たなきゃいけないんじゃないですか、こういうことを申し上げているわけですね。

気候変動の問題というのは、温暖化対策の問題というのは、一つは、できるできないかという可能性の話があります。経産省は割とこの立場に立つて発言するんですね。もう一つは、地球環境のことを考えたときに必要か必要でないか、こういう判断があるんですね。その両方の判断で、やはり最終的にどこに落とすかということを決めるんだと思います。私はそう思っているんです。環境省が言わなきゃいけないのは、必要か必

要でないかという、その立場に立った、やはり問題提起なんですよ。

今の地球環境の中で、前回のときに私申し上げましたけれども、いろいろな自然災害が起こっている、こんなのは最初から予測できていた話じゃないですか。これだけの自然災害が起こっているんだから、それは何か地球として大変な問題が起こっているんだから、環境省としてきちんとやらなきゃいけないんだという話を言うべきだ、こういう話を申し上げたんです。

ですから、大臣のよつて立つところは、まさに地球環境においてこれは必要か必要でないかという観点で強く主張しなきゃだめなんですよ。それを申し上げたいと思えますが、いかがですか。

○望月国務大臣 まさにこの環境問題、地球の未来にとつて大切なものである、我が国にとつても大切なものであるということはしっかりと主張をしていきたいと思えます。

ただ、そういった数値を決めるのに、各国が必ずこの約束を守っていく、そういうしっかりとしたものには支えられた数字を出していかなくては、数年たつたときに、日本の国は違つた、できなかったとか、そういうことになる、やはり国の信用が失墜することになります。ですから、そこは、もちろん主張はそうであつても、積み重ねていくもの、そういうものをしっかりとやはり、きつちりと積み重ねてそういう数字を出していくということでございます、先生のおっしゃる、主張をしつかりするべきだというものについては我々も心しかかつていきたい、このように思います。

○小沢鋭委員 先ほどもありましたけれども、ただというところから大臣答弁は、いやもう本当に、ちよつと大丈夫かいな、こう思つて聞かせていただいておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいということをおし上げて、それに関連するんですが、CO₂の削減目標、二〇三〇年で二五％程度、こういう話のようですが、基準が何かわからないですね。きょうの新聞報道を見

ると、現状に比して、こういうような言い方がありますね。現状に比してというのは二〇一三年ということですか。

報道を見ると、これも経産省の方は二〇一三年、原発事故が起こった後の現状から、こういう言い方をしている、こういうことなんです、さっきのいわゆる環境省の二〇一二年までの目標は二〇一五年です。私どもは一九九〇年というのを使っていたし、それが一番有効だとは依然として思っていますが、少なくとも二〇一五年になりました。

基準年がこんなぐらうにずらしていいんですか。これはもう日本の信頼が損なわれるし、さらには、COP21に向けて決めていくという話のときに、今ですらまだ統一した基準年が定まっていないうのに、また新しく二〇一三年とか、日本がそんな提案をするんですか。こんなこともない話は即刻やめてもらいたい。いかがですか。

○望月国務大臣 この基準年も、マスコミ、報道で言われておりますが、二〇一三年を基準年とすることを決めた事実というものは実はございませ

ん。ただ、先生のとときには一九九〇年ということを使われました。これは、例えば東西ドイツが統合したときで、こういった、EUといいますが、ヨーロッパ、ドイツ等が、やはり自分の国の数字をよく出すのには一九九〇年がいいなと。あるいはまた、今二〇一五年というような数字もアメリカ等いろいろなところから出ております。やはりその国の数字を打ち出すのにいい時期といえますか、そういうことを打ち出しているというようになことではないかというふうに思います。

ですから、ただ、我々は、年数とかそういうものにこだわっているということではございませ

せん。特に、我が国が一体どれぐらいのCOP21の削減ができるか、最終的にはそこで決まってくる問題ではないかな、こんなふうに認識をしております。

○小沢(鋭)委員 ですから、基準年によってパーセンテージの数字は変わるけれども、実際に減る何億トンという数字は変わりません、こういう話だと思えますけれども、ということは、大臣、今申し上げたように、基準年は二〇一三年になってもいいんだ、そういう答弁なんです、今の。○望月国務大臣 いいということではないと思

ます。ただ、例えば二〇一五年の水準と二〇一三年という今話が出てきて、我々もちよつという研究をしているところですが、実際にはCOP21の削減がどれくらい違うかという、〇・六%くらいしか変わらないのかというふうなことを見ると、これは考え方によるんですけれども、二〇一五年も、二〇一三年も、というふうなことに実はこだわっているわけではございせんので、まだ決まっております。

しかし、我々としては、何しろ日本の国が世界の国に遜色ないようなCOP21の削減の数字を出せる、世界の国からなるほどなと思われるような数字を出すということが大切だということで、こちらの方で最終的に頑張っていきたい、こういうこととでございませ

ん。○小沢(鋭)委員 実際に削減する数字が大事だといふのはそのとおりで、わかります。ただ、国際交渉がもたないでしよう、そんなことを言っていたら、今度は二〇一三年の数字を使いますとか。国際交渉は大丈夫なんですか、それで。○望月国務大臣 まだ一九九〇年比ということ

を言っている方も、国もございませ、二〇一五年という方もございませ。我々はもちろん二〇一五年というものを大切に考えておりますが、例えば、我々は、ですから、過去のことも今後ど

れくらい減らしていくかということになる。今からということになりました、直近だと二〇一三年という考え方もあるのかな。そういつたことも実は参考にはさせていた、だ

ということはございませ、今はまだこういつたものが決まっているという状況ではございませ

ん。減らすかという数字が一番大事だというのはそのとおりだし、それはわかっていませ。ただ、国際交渉の中で、ことしパリのCOP21で国際合意をつくっていくというときに、そんな基準年がぐらうにずらしているような話ではだめだし、そして、日本はこの間までは一九九〇年を言っていた、今度は二〇一五年を言っている、今

度は二〇一三年だ。これでは国際交渉が私ほまたないと思ひますから、そこはしっかりと踏ん張っていただいて頑張っていたきたいということを要望して、時間も大事なので、次に移らせていただきたいと思ひます。

冒頭に本日は申し上げようと思ひていたんですが、いわゆるドローンという小型無人飛行機が首相官邸に侵入したわけでありませ。

これにはWiFiの機能があつて、動画を送信できることもわかつた。それから、容器がついていて、その容器には、放射線を示すマークとRADIIACTIVEと表記されたシールが張つてあつた。さらには、微量ではあるけれども放射線量が確認された。こういう話でありませ。

これに関しては、いわゆる警察的対応ということとは内閣委員会の方でまた集中審議を野党として要求しているわけでありませ、私の立場は、放射性物質ということはこの委員会でもお聞きをしたい、こう思ひますが、その前に、空の警備はどうなつて

いるんですか、来ているかというのをまず一つ、警察庁ですか、来ていたかと思ひます、聞かせてください。○島根政府参考人 お答えいたしませ。

今回の事案につきましては、現在警視庁において捜査中ではございませけれども、警戒警備につきましては、その結果等を踏まえつつ随時必要な見直しを行つてまいりたい、こう考えております。

まずは、今回の発生を踏まえまして、周辺空域に対する警戒監視を徹底するとともに、周辺エリアにおける検索を強化するなど、警戒警備に万全を期してまいりたいと思ひております。

○小沢(鋭)委員 見直しを聞いたんじゃないんですよ。今まで空への警備はどうなつていたんですかという質問なん

すね。例えば、今回は、ある意味でいうと、いわゆる放射線を示すマークがあつて微量の放射線量が確認されたということだからあれだけれども、時限爆弾がついていたらどうなるんですか、これは。今まで空の警備はどうなつていたんですかという

ことを聞いているんです。○島根政府参考人 一般的に申し上げますと、いろいろ警戒警備を行うに当たっては、さまざまな可能性というものがございませ、陸から海から空からいろいろな危険が発生するおそれというものを念頭に置きつつ、これまででは対処をしてきたというところ

でございませ。○小沢(鋭)委員 対処してきたといつたつて、実際に侵入という、墜落したというかわかりませんが、成つて、どうも一日くらい全然わからなかつた、こういう話です。ですから、これは世界から考えたら本当に驚くべき事態だと思ひますよ。

ここから先の警備関係の話はまた別の委員会に移させてもらいたいと思ひますが、ところで、では、放射線量は誰が測定して、どのくらいあつたんですか。それからいつに、時間がながいから加えてお尋ねしますが、いわゆる一般環境における放射線の濃度のモニタリングというのは、かつては文科省がたしかやっていたんです、SPEDDIとかいう話で。今は誰がどういふふう

にやっていますか。それを二つ。いわゆる、今回のケースの測定や何かは誰がやつて、どのくらいだったのか。一般環境における放射線の測定というのは今はどうなつて

いるのか。この二つです。○島根政府参考人 お答えいたしませ。今回の事案につきましては、警戒警備の関連する部隊におきまして放射線物質の測定等

をいたしまして、本件で検出された放射線量は最大〇・一マイクロシーベルト・パー・アワーという

ことで報告を受けております。

○片山政府参考人 お答え申し上げます。

かつて文部科学省がやっております業務というのは、原子力規制委員会の発足に伴いまして、原子力規制委員会の方に所掌が移されてございます。

今回の事案について申し上げますと、原子力規制委員会が何らかの対応を行うということは想定されないかと思っておりますけれども、一般論として申し上げますと、原子力規制委員会は、原子炉等規制法それから放射線障害防止法を所管しております。その観点から、管理下から何らかの理由で外れた放射性物質が発見をされて、それが法令で定める数量あるいは濃度を超えるような場合には、通報を受けて、規制庁の職員が現場確認を行うという対応をとってございます。

豊島区の公園での事案がございましたけれども、これも、豊島区からの通報を受けて、原子力規制庁の職員が現場に向かいまして、区の職員とともに現場確認を行い、その上で必要な技術的助言を行っているところでございます。

○小沢鋭委員 今、私も豊島区のケースを聞こうと思つたんですけれども、この委員会に出てこようと思つたら、テレビでたまたまやっていましたね。豊島区の公園の滑り台のところから大変高い放射線量が検知された、こういう話なんですけれども、こういうのというのは、あくまでも通報を受けるんですか。では、通報をする人は、やはりそういう特殊な能力があるんですか。

国民は、一般環境において放射線量がふえたとか多くなつたら困るよ、こう思つていて、それを規制庁がちゃんと見てくれているんだよね、こう思つていると思うんですよ。通報を受けないとわからないんですか。通報というのは誰がするんですか。

○片山政府参考人 お答えいたします。

全国の放射線量の水準の調査というのは、全国四十七都道府県にモニタリングポストがございまして、それは日常から監視をしております。こ

れはマクロ的な監視でございます。

今回のような、管理下から外れた放射性物質が何らかの場合で局所的に発見をされるといったようなものにつきましては、事案が発見される都度対応するというのではないかとこのふうに通つてございます。

このように、地面の下に何らかのものがあるようなケースもございすれば、例えば、大学の研究室の倉庫から試薬のようなものが発見されて、その中に放射性物質があるようなケースもございまして、そういう、何らかの理由で管理下から外れてしまったというものが見つかった場合には、規制庁の方に問い合わせ窓口も設置をしております。そこに通報いただいた上で処置をするといった対応をしているところでございます。

○小沢鋭委員 ちよつとよくわからないんですけれども、管理下から外れたもの、こういう話があるんですけれども、そんなのは国民には関係ないですよ、日常生活の中で放射線量が多かつたら困るんですから。

だから、これは警備の話にもなつていくのかもかもしれませんが、実際、官邸の上に来ちゃった、たまたま豊島区の滑り台の下も高かった、こういう話が続いたから、こうやって議論にもなるんですけれども、一般生活の中でそういうものからきちつと守つてくれる仕組みというのは今国にはない、そういう話ですか。

○片山政府参考人 お答えをいたします。

原子炉等規制法それから放射線障害防止法で、いわば放射性物質を使用する場合、これはしっかりとした規制下に置くというのがまず肝心だということに思っております。その使用の許可を受けて使用をしている者がしっかりとした放射性物質の管理を行うというのが、まず基本でござい

ます。ただし、どういう量まで規制下に置くのかというところにつきましては、かつて、例えば戦前でありまして戦後すぐでありますとか、放射性物質が使われていたけれども、規制下に置かれてい

ようなものもございします。そういうものが発見をされるようなケースもございします。そういったようなものが見つかった場合には、個別に対応していくということではないかと思ひます。

いずれにいたしましても、今規制下に置かれてあるものについては、その使用の許可を受けた者が厳格に管理をしていただく、これが基本ではないかというふうに通つております。

○小沢鋭委員 きょうこの質問をするという話をしましたら、役所の皆さんたちでも、整理をしなきゃいけないね、こういう話を何かしていた、こういう話が伝わってきています。

いずれにしても、このケース、二つ続きまして、繰り返しになりますが、一般の国民の皆さんは、管轄の外だとか中だとか、あるいはまた研究で云々だとかなんとかではなくて、日常生活の中でそういうことが起こつては困るので、そういう場合にどういふふうな体制でやっていくのかということをしきりとぜひ考えていただきたい。

そのためには、今の行政単位の中では、規制委員会、ここがやはり主導をしていく、こういう問題に関しては、ということになるんじゃないでしょうか。まず、御要請をしておきたいと思ひます。

それから、その規制委員会ですけれども、これはつくるに当たつてはいろいろないきさつがあつたのは私もよく承知をしています。最終的には、三条委員会方式にして事務局を規制庁、こういう形でつくつたわけですね。

そこで、附則ではノーリターンルールというのを入れて、これは五年間の猶予規定があります。が、入れてやつた、こういう話なんです、この規制委員会、規制庁は環境省の外局なんですね。外局なんですけれども、まず、幹部の職員、幹部職員というのは審議官以上、何人いて、環境省から何人出ているのか、それから、スタッフ、総勢何人いて、各省庁の出身割合、それを答えたいだけです。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。

原子力規制庁幹部職員、いわゆる審議官以上の職員でございますが、現在九ポストでございます。出身省庁別に見ますと、長官につきましては原子力規制庁採用、次長の私は環境省出身、審議官部長級については経済産業省出身六名、それから旧JNES職員一名となっております。

また、原子力規制庁職員全体の出身別内訳につきましては、現在約九百名の職員がおり、そのうち旧JNES職員を含む規制庁パワー職員が約五〇%、経済産業省約二九%、文部科学省約一三%、環境省二%、その他の省庁や任期つき職員が約六%となっております。

○小沢鋭委員 清水さんが幹部で一人奮闘してくれているやに聞こえるわけですが、そこは頑張つてくさい。

それはいいんですけれども、今の数字、聞いていただいておりますが、これは確かにずっと原子力関係の話は経産省がやってきた、こういう経緯もあつて、若干そういうことがあるのはわかるんだけれども、圧倒的に経産省です。

私は、それが悪いとは言わないんだけれども、心配なことを二つ申し上げておきます。

一つは、やはりこの規制庁は、自民党が野党だつたときに三条委員会というのを強く主張してつくつたわけですね。だから、そこはまさに中立じゃないと困るんですね、中立じゃないと。これが一つです。

それから、どちらかというと、経産省は原子力政策を推進するという立場だから、それに対して、かつての保安院のあの仕組みは、両方が一緒になつていないか、だからだめなんだねということ、規制庁をつくつて、規制庁は規制の側に立つんだという位置づけにしたんですね。

ですから、心配なのは、その規制がきちんと行われるのかどうかということですよ。要するに、独立性がきちつと確保されていることと、それから、それに関連もするんだけれども、規制の側に立つてきちつとやっているか、こういう話です。

よ。こういう話が今回の再稼働の話にも関係してくるわけですね。そこは、清水さん、大丈夫なの。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。

原子力規制委員会におきましては、原子力規制委員会の組織理念というものを定めまして、その中では、独立した意思決定、実効ある行動、透明で開かれた組織、向上心と責任感など、五つの原則を明確にしております。

その中の第一は、今申し上げましたように独立した意思決定ということでございます。何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」ということになっております。

○小沢鋭委員 今の御答弁は、そういう外形的な話しか言えないんだろと思いますが、とにかく心配なんです。だから、そこはぜひ、これも三条委員会にしろと強く主張したのは当時野党だった自民党の皆さんで、現在与党ですから、ですから、その独立性をしっかりと確保してもらいたい、こういうふうに申し上げておきますよ、それから、もう一つそれに関連する話として、再稼働の話を上げたいと思います。

川内原発の差し止め請求は棄却になりました。福井地裁の高浜は差し止めになりました。この二つ、ある意味では全く逆の見解が出ました。これに対して、規制庁の意見を聞かせていただけますか。

○清水政府参考人 今、二つの裁判についての意見を求められたところでございますが、原子力規制委員会は、本件二つの裁判につきまして当事者ではございませんので、特段コメントする立場にはないというふうに思っております。

○小沢鋭委員 仕方ないですね。

最後に、経産省に来ていただいていますので、経産省の方に一問だけ、済みません。

再生可能エネルギーの話が出ています。この再生可能エネルギーをどのくらいにするかというのは、国民から見ると、いかにも技術的、物理的に

何%可能かどうか、こういうふうに見えるんですが、これはそうではないと私は思っています。これは、いわゆる経済コストとして、どれだけのものをやったら何とか日本経済がもつのかもたないのか、こういう話で測定しているでしょう。

アメリカは既に経済コストで、原子力の経済コストを相当、要は経済コストが高いという数値を出していますよね。それに対して、まずこの再生可能エネルギーを考えるに当たつての考え方、物理的に本当につくるということであれば、日本じゅうの屋根に太陽光、全部設置させてくれればできちゃうんですよ、そんなの簡単に。けれども、経済コストの問題で言っているんでしよう。その考え方をまずお示しいただいて、アメリカが原子力のコストというのがそんなに低くないんだと言っていることに対しての見解をお願いします。

○吉野政府参考人 お答えいたします。

再生可能エネルギーに関しましては、現在、そのコストの検証もあわせて進めております。

二〇一一年の秋冬にかけてまして民主党政権下で行われましたコストの検証の再評価をしているところでございますけれども、近々その結果をお出ししたいと思っております。

ただ、一般論として申し上げれば、再生可能エネルギーのコストは、原子力、石炭、天然ガスといったものに比べますと相対的にはまだまだ高いところだと思えますけれども、このうちの導入に関しましては、やはりエネルギーミックス全体としては、安定供給、それからコスト、環境等、さまざまなものを勘案しながら、その導入の可能性を議論していくべきものと思っております。

一方で、系統制約の現状と電力の需給の調整の中で、どうしても技術的に入らない部分もあるというところがございますけれども、そうした技術的な制約をまず勘案しつつ、一方で、この導入量に関しましては、やはり全体としてコストの制約がどの程度のものであるのかというところを勘案し

ながら議論をしていくという形で進めてきていますところでございます。

○小沢鋭委員 聞きたいことはいっぱいあるけれども、もう時間ですからやめますが、最後は金目でしょう、こう言った人がいましたよね。誰とは言いません。だけれども、やはり金目の話じゃないんですよ。地球環境の話なんです。ということ、望月大臣、もう一回大臣に申し上げて終わります。

ありがとうございます。

○北川委員長 先ほどの小沢鋭委員より警察庁に対しての質問の中で、警察庁より発言の訂正を求められておりますので、これを許します。島根審議官。

○島根政府参考人 失礼いたします。

先ほどお尋ねがありました本件につきまして検出された放射線量がございしますが、先ほど最大一・〇と申し上げましたが、済みません、最大一・〇マイクロシーベルト・パー・アワーでございますので、訂正をさせていただきます。

○北川委員長 次に、松田直久君。

○松田委員 維新の党の松田直久です。よろしくお願いをいたします。

きょうは地球温暖化についての質問をさせていただきました。たくもりでございました。その中で、再生可能エネルギーの比率等、環境省さんの姿勢等もお聞きをして、容器包装リサイクルについてかくかく質問をさせていただこう、こう思っておつたんですけれども、そのものものとCO₂削減等々の目標が決まらなければ、なかなかこれらの質問といるのが、数字的なものは非常に難しいところがあるんだらうというふうに、今お聞きをしていてそういうふうな思つたんです。

今も、環境省に対する姿勢というのを、とにかくしっかりと軸を持つて頑張ってもらいたいというふうな質問が相次いだわけです。今大臣がおつしやられたように、世界を相手にしているんだ、ですから、世界の中でどうなんだというふうな御答弁がありましたけれども、どう見ておつても、

私が思うのは、ちよつと言い過ぎかわかりませんが、けれども、何か省益あつて国益なしの議論をずっと続けているのか。これは、今もう環境省だとか経産省だとかそういう問題じゃなくて、この問題に対して日本の国がどう姿勢を示していくのか、それをどう世界が評価するのかというところだ、こう思うんです。

ですから、例えば基準の年度を三・一の後にするとかしないとか、いろいろなことがありますがけれども、これは後で、きょうは民間の話は僕らはさせてもらうんですけれども、たとえば神戸の地震があつたときでも、淡路の地震があつたときでも、メーカーなんですから、やはり契約は契約だから、船を使つて原材料を運ぶところを飛行機を使つて、赤字覚悟でも約束を守つていったというふうなことで国際的にまたそういうお取引のところに信用を得てきたんだ、そして今がある、そんな話も聞く中で、大臣、ここはしっかりと、日本のこの姿勢というのを、そして、決めたことは守つていくんだ、震災があつてもやつていくんだというふうなことの姿勢をやはり示していただきたいなというふうに思っています。

その中で、今申しましたように、再生可能エネルギーの比率等の質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、環境先進国として、我が国が諸外国に先んじてきた資源循環ですね、いわゆるリサイクル関連法は今もう二十年たつてきたということなんですけれども、この資源循環といった本来の趣旨に沿つて今も行政としてお取り組みをいただいているのか。冒頭申しました質問、その姿勢についても含めて、ちよつと先に、大臣に御質問をさせていただきます。

○望月国務大臣 先ほどからいろいろ議論になっておりますが、先生がおっしゃるように、省益ではなくて、日本の国がこれからどういう方向に進んでいくのか、世界にしっかりと環境先進国と認めていただけるような数字を出していかなければいけない、気概を持つていこうと思ひます。

まさにそのとおりでございまして、我々は今、日本の国の数字を出す大変重大な一つの曲がり角にきているのかな、そういう決断をしなくてはならないときにきているのかなと。今までこういったことは余りできなかったんですけれども、そういうお答えをさせていただきたいというふうに思います。

ただ、さまざま、いろいろな国がいろいろな数字を出してきております。それぞれ努力をして出してきたとおりですが、場合によっては、ああいう数字が出たが本当に守れるのかしら、数年たったら大丈夫かしらというようなものもございまして。

我が国も、我々は大きな数字を出していきたいという気持ちにはございまして、本当に、世界の環境を守るためにその数字が、環境先進国としてしっかりとした約束を守る数字を出していかななくてはならない。そういう積み重ねというのは非常に大切な、こんなふうに思っております。

今、再生可能エネルギーの関係でございましてけれども、これは、政府の方針は、最大限の導入を目指す、これは総理も何回もそういったことで答弁をしておりますので、環境省もこの方針のもとでしっかりと取り組んでいきたい、このように思います。

○松田委員 やはり、民間の人は、環境省の姿勢を見て、自分たちの方針というのをどう決めているのか、どこに軸を置いていこうかということ、もうずっと見ているんですよ。だから、今、動けない状態にいらぬのはたくさん僕はあると思いますので、しっかりと頑張ってもらいたいと思います。

今回、実は、民間の立場からこう申しましたけれども、先般、私が地元に戻っていて、ある食品メーカーの社長さんなんですけれども、こういうお話があったんです。

食品業界の純利益は大体一％から五％ぐらい、幅があるんですけれども、大体一％、二％ぐらいが純利益だそうです。例えば、純利益が一％であれば、売り上げ百億円の企業であれば純利益が一

億円ということ。そして、食品業界の多くが、プラスチック製の容器に入っていますから、それらが製品として消費者の手に渡ってから捨てられる段階に、再商品化をするための費用、いわゆる再商品化の実施委託料と提出委託料を納めます。

実は、この食品メーカーは、利益から見た容器包装リサイクルのために支出する費用負担が、純利益の大体一割なんです。純利益の一割、これは、ちよつとという調べますと、大体そんな数字になっている。

さきの、今お話をさせていただきました例でいきますと、容器包装リサイクルのための費用の負担が、一億円の一割ですから一千万円ということ。これは単に、一千万円の容器の処理代を稼ぐのに十億円の売り上げをせなあかんということになつてくるんですね。この企業は、適正に容器包装のリサイクルのために再商品化の義務として費用負担をしていますけれども、原価に占める割合がもう大変高い。非常に苦慮されている。

この実例を裏づけるように、平成二十七年の三月二十七日に、容器包装リサイクル法に基づいて、再商品化の義務に従わなかったというか、従えなかった会社が七社公表されています。全て食品メーカーであるということなんです。共通点が食品メーカーと。

容器包装リサイクル法は、一般廃棄物の量がふえて最終処分が逼迫した状況に対応するために、再生資源としての利用が技術的に可能な容器包装については、これまで市町村が消費者から出された容器包装の廃棄物処理に関しては責任を担っていたが、消費者は分別して、事業者は再商品化という新たな役割分担を課した法制度として、平成七年に制定、施行されたわけでありまして。

平成九年には、そこへガラスが入ってきたり、ペットボトル、紙パックが再商品化の対象となつて、そして平成十二年からはプラスチック製の容器包装と紙容器包装を新たに再商品化の対象にして、特定事業者の範囲も大きくなつてきたということです。

特定事業者の義務対象を見ると、製造業では、売上高が二億四千万を超えて従業員が二十一名以上、また、商業、サービスでは、売り上げが七千万を超えていて従業員が六名以上、それが全て対象。

さきの食品業界の例に当てはめると、売上高が二億四千万の企業であれば、委託料が二十四万円。この二十四万円を稼ごうと思つたら、捻出しようと思つたら、二千四百万の売り上げが要するということなんです。すると、大体、食品のメーカーというのは百円とか二百円の、そういった本当に単価の安いものを扱っているから大変な状況なんです。

さらに、十八年の十二月の改正では、容器包装リサイクル法に基づいて分別収集の計画を定めることを追加して、それに伴い、平成二十六年五月、平成二十四年の市町村の分別収集及び再商品化の実績について公表している資料には、容器包装リサイクル法に基づく分別収集、再商品化の実績として、プラスチック製容器包装の二十四年度の年度別年間再商品化率は九四・四パー、全市町に対する実施率は七五と、まあまあ再商品化は九割を超えており、一定の評価が見られるんです。

ここの二十七年のプラスチックの再商品化の単価は一キロ当たり四十七円、さらに提出委託料は一キログラム一・九円と、少し下がったんですけれども、一方、そういった中で、再商品化プラスチックはどのようになっているのか。

平成二十四年度の実績として、家庭から出される容器包装リサイクル法の対象となつていてプラスチック製の容器包装の排出量は百八万トン。そのうちの七十三万トンが市町村によって分別収集されていて、六十五万トンがいわゆるリサイクル協会に引き渡して商品化をされているわけです。そして、引き渡されて商品化となったものは、平成二十六年度の再商品化事業の落札価格から、日本リサイクル協会への市町村申し込み量六十七万トンのうち五一％となる三十四万トンが材料リサイクル事業者によって落札され、残り四九％の

三十三万トンがいわゆるケミカルリサイクル事業者によって落札されている。

ちよつと長くなりましたけれども、何を言いたいかといいますと、経産省が二十四年度の実績として、市町村の独自処理量を含むプラスチック製容器包装の分別収集量は約七十二万七千トン、再商品化は六十八万六千トンとあり、リサイクル協会による再商品化製品の販売は四十三万四千二百七十九トンということになっています。市町村独自の処理は、この差の二十五万二千トンで約三六・七％。

市町村の独自処理量となる三六・七％なんですけれども、これは独自処理となつていいるのか。また、分別収集と再商品化の差が四万トンぐらいで五・六％なんです。市町村の処理は可燃物と一緒に燃やしている分が必ずあるとは思ふんですけれども、要するに、循環型の考え方として、今の私が説明をさせていただいた循環型という意味では、この法律がきちつとした所期の目的を達しているのか。少しお伺いさせていただきたいと思ひます。

○福山大臣政務官 お答えいたします。市町村が分別収集を行ったペットボトルなどの容器包装廃棄物については、特定事業者による再商品化が安定的に実施されることが重要でござい

ます。こうした観点から、容器包装リサイクル法に基づく基本方針において、市町村に対して、分別収集した容器包装廃棄物を指定法人に円滑に引き渡すことが必要である旨を示しているところでございます。

また、基本方針においては、仮に市町村が容器包装廃棄物を指定法人に引き渡さずに独自に処理を行う場合にあつても、環境保全対策を講じ適正に処理されていることを確認するとともに、こうした処理の状況について住民に情報提供を行うことを求めています。

しかし、一部の市町村においては、廃ペットボトルの適正処理を引き渡しの要件としていない、

独自処理の状況について情報公開を怠っているなどの例もあると認識をいたしております。これらの市町村に対しては、引き続きしっかりとした対応を求めてまいりたいと思っております。

○松田委員 市町村も、いろいろな使い方があっていいもの、いろいろな業者にも売れますからね。それはいろいろなことであると思うんですけども。

今答弁をいただきましたこの問題は、十年前にも、適正にやるといふような答弁をいまして、か、考え方を示されているんですけども、その十年前と今のお答えというのは何一つ変わっていないように思うんですけども、その十年間、どうなんですか。いろいろな状況を掌握されて、何かこういう手を打ったんだというようになことがございますでしょうか。

○鎌形政府参考人 ただいま政務官からお答え申し上げましたとおり、市町村が分別収集を行ったものにつきましては、特定事業者による再商品化が安定的に実施されるために、指定法人に円滑に引き渡すということが重要と考えてございますので、その旨基本方針に明記するとともに、そういったことについての、環境保全対策を講じて適正に処理されるべきであるとか、あるいは住民に情報提供を行っていくべきだということについての、市町村に対する啓発に努めてきているところがございます。

○松田委員 今ちょっと長々しく説明をさせていただきましたけれども、民間の方は一生懸命やっているんですね。そして、リサイクル協会に、賦課金といましょ、支払って、民間の方の気持ちからすれば、自分のところから出てきたものがなるべく分別をされて、そしてまた再商品化をされるということだったら、そういう純利益の割に当たっても仕方ないな、こういうふうな思いなんですか。果たしてどのようにされているのかということなんですか。

この取りまとめが、リサイクル協会というところからいろいろな面で事業をやっているわけなん

ですけども、実際、このリサイクル協会、事業を今どういうふうな形で運営されているのか、ちょっと質問させていただきたいと思えます。

○鎌形政府参考人 御指摘の日本容器包装リサイクル協会につきましては、容器包装リサイクル法に基づき特定事業者等からの委託による分別基準適合物の再商品化を行うこととあわせて、容器包装廃棄物の再商品化に関する普及啓発、情報の収集、提供などを行うことにより、我が国における生活環境の保全、国民経済の健全な発展に寄与するということを目的として設立されているということでございます。

具体的な業務といたしましては、再商品化の実施を法律に基づく主たる業務としつつ、その他、普及啓発、情報の収集、提供、関係機関との意見交換を業務として行っているところでございます。

容器包装リサイクル法に基づく再商品化は特定事業者の費用負担で実施されているということでございますけれども、普及啓発の一環といたしまして、例えば、特定事業者に対して、毎年、容器包装リサイクル制度の説明会を行いまして、容器包装からどういったものがリサイクルされているのか、あるいは、その結果として家庭ごみの排出量がどうなったのか、どういう成果が上がったのかといったようなことについても御理解をいただかべく、情報発信に努めているところでございます。

○松田委員 情報発信に努められておるといふんですけれども、私の、お話をいただきました民間のその社長さんは、一回もどこのように使われておるといふ説明もいただいたことはないということなんですか。

もう一つは、今言いましたように、今回、食品関係で七社が、この賦課金といましょ、義務に従えなかったということで公表されてしまった。そして、公表されるということは社会的にも信用が失墜をするということなんですか。

こういう七社の方々なんかも苦労されているん

ですけども、こういう現状を、例えばアンケートでとるとか、どうなっているんですかと、そういうことも、今の情報収集というのには、そういう事実とこの中には入っているんじゃないか。

○鎌形政府参考人 まず、情報発信につきましては、平成二十一年度からここ数年、毎年全国二十カ所程度で特定事業者に対する説明会を開催して、千社を超える事業者の参加を得ているということで、協会が御説明には努めてきているというところでございます。

そういった中で、アンケートなどということも検討してまいりたいと思えます。

○松田委員 よくわからないんですけども、やはり、もう少し現場を、取るだけ取るといふ言葉は悪いけれども、取るだけ取つて、やはり、民間というのはどれぐらいの利益の割合でこれを納めているのかとかというのを、多分今初めて聞かれたと僕は思うんですけど、皆さん、余りそんなことを意識されていない、こまごま故意の話をされていきますから。やはり民間というのはそれだけ必死にやっているわけですか。

ですから、そういった面で、この協会も、やはりしっかりとそういったものをこれからも考えてもらいたいというふうに思いますし、例えばコカコーラ、名前を出しているんですけど、ああいう大企業なんかは、資源をなるべく少なくしようというところでやわらかいプラスチックにしたり、そういうことをしているんですね。そして、なるべく循環型、そういうプラスチックでも廃プラが出ないようにしているんです。

例えば、民間の企業なんかはそういう技術を導入して何とか独自でやっていると思つたら、まさしくこの協会が何か、こういう技術の提供に、資金を提供するとか情報を提供するとか、そういう一歩を踏み込んでやったらいいと思うんですけども、いかがですかね。

○鎌形政府参考人 容器包装リサイクルをめぐる

まず情報発信、普及啓発につきましては、事業者の皆様に対してよくよく御説明していくことが必要かと思えますが、さらに、国民に対して、どのように容器包装リサイクルが行われているかということをしつかりと啓発していくということも必要だと思っております。

後者の、一般の方々への広報につきましても、容器包装リサイクル協会におきまして、地域で分別収集された容器包装が何から何へどうリサイクルされているのかとか、あるいは、リサイクルがうまくいきますように、食品が付着した容器の分別排出のポイントなど、こういったものも含めて啓発に努めているというところでございます。

先生御指摘のとおり、事業者の努力がちゃんと伝わっているかというところもございまして、そうした御指摘も踏まえまして、今後適切な普及啓発、広報がなされるように、容器包装リサイクル協会とともに取り組んでまいりたいと思えます。

○松田委員 やはり、民間のそういう企業にしても、しっかりとこういうふうに使われているんだというふうなことの納得の上で、いわゆる循環型社会の形成を自分たちが担っていくということになると思いますが、しっかりとお願いを申し上げたいと思えます。

民間は、民間のことで申しわけないんですけども、やはりきちつと再資源化されているかというところ、市町村にのみが出て、プラスチックが出る、分別をする、物すごい手間がかかってやっていると、プラスチック製容器包装の再商品化手法この落札量及び構成比率の推移、これをいたいたんだんですけども、見ますと、マテリアルリサイクルが約半数しかないということなんですか。再資源化しているのは半分、あと半分は炉と一緒に燃やしているのかというようなことになっているか、これが最初、大臣にお聞きしましたけれども、循環型精神というのはいまきつと貫かれているんだ

ろうかということも僕は質問させていた。だまされたけれども、この状況を見て、どう感じられてるんでしょうか。

○鎌形政府参考人 御指摘の点は、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製の包装容器の再商品化手法の中で、いわゆる材料リサイクルとケミカルリサイクル、この二つの割合についての御指摘かと思えます。

材料リサイクルは、枯渇性資源である原油に由来するプラスチックをプラスチックとして、目に見える形で、物から物へとわかりやすく再生利用する手法ということで、プラスチックを原材料等として利用することがなるべく望ましいという観点から、指定法人が再商品化を委託する事業者の入札において、ほかの手法と比べて優先的な取り扱いをしているというところがございます。材料リサイクルを優先的な取り扱いとしているということでございます。

それで、一方、ケミカルリサイクルは、プラスチックを化学的に処理して化学原料として利用する手法でございますけれども、相対的に低いコストというようなところでございます。

ですが、いずれにしても、優先的な取り扱いということでもう少し申し上げますと、分別収集総量の五〇%について、優良な材料リサイクル事業者のみで優先的な入札を行う、さらに、残りの五〇%は、その優先枠に参加できなかった材料リサイクル事業者やケミカルリサイクル事業者により入札を行う、このような取り扱いを行って、材料リサイクルの優先的な位置づけをしているというところでございます。

○松田委員 ちよつと早口で聞き取りにくかったんですけども、これを見ますと、いわゆる材料になっているリサイクルは、値段的にも、当初は十数万円ぐらいだったのがどんどん下がってきた。これは、やはりしっかりと分別をされてきて、商品化、いい原料になってきたんだらう、こう思うんですね。

だけれども、いわゆるケミカルの部分は、九万四千円から始まって、一旦は三万七千円台まで来るとは思いますが、今は四万五千円ぐらいにまた上がってきているというんですね。

材料の方は、やはり技術革新でどんどんどんどんと、やればやるほど材料化してきているわけです。ここら辺のところ、確かに、ケミカルに行くことによって事業者の値段が緩和されるというのはわかるんですけども、循環型という趣旨でいけば、やはり材料リサイクルを伸ばしていくべきなんだろうというふうに僕は思うんですね。

○鎌形政府参考人 先ほどのお答えが早口でわかりにくいということで申しわけございません。先ほどの要約いたしますと、材料リサイクルの優先的な取り扱いをしているということを申し上げたつもりでございます。

それで、御指摘のとおり、材料リサイクルの落札単価は、平成十八年にはトン当たり十万円を超えるところから、二十七年は六万円を下回るといふ、非常に努力をされております。

これは、事業者の努力ということ、それから、最近、材料リサイクルによりつくられる製品の用途が、非常に機能が高いものあるいは経済的な価値がより高いものにも利用されるということもありまして、こういった落札単価の低下が見られる。

一方、御指摘のとおり、ケミカルにつきましては、近年横ばいの傾向があるということでございす。そういう意味で、私もといたしましては、材料リサイクルが優良な業者によつてしっかりと行われているということを支援していきたい、こういうふうな考えているところでございます。

○松田委員 もう時間がありませんでこれで終わりますけれども、今私は民間の例を申し上げました。やはり民間というのは、何とかしなくてはいけないという、非常に努力をしている。だけれども、皆さん方からすると、やはり民間側の立場

に立つてどうなんだろう、そういう視線は常に失つてもらいたくないというふうに思います。ぜひとも、民間という視点で、材料費を落とすとかいろいろなこと、これからひとつ取り組んでいただきたいと思ひます。

時間が来ましたので終わります。

○北川委員長 次に、島津幸広君。

○島津委員 日本共産党の島津幸広です。

今JR東海が進めているリニア中央新幹線は、そもそもの必要性、経済性、採算性、環境問題など、多くの問題を抱えています。きょうはこの問題を取り上げさせていただきます。

今進められようとしている東京―名古屋間のリニア新幹線は全長二百八十六キロメートル、そのうちトンネルは二百四十六キロメートルです。このルートのうち、静岡県は十・七キロメートル。これが、昨年六月にユネスコのエコパークにも指定された南アルプスの下をトンネルで通過します。

まず、望月大臣にお聞きをしたいと思います。リニアの建設に当たって、環境影響評価書に対する環境大臣意見があります。この中でこう述べられています。

本事業のほとんどの区間はトンネルで通過することとなるが、多くの水系を横切ることとなることから、地下水がトンネル湧水として発生し、地下水位の低下、河川流量の減少及び枯渇を招き、ひいては河川の生態系に不可逆的な影響を与える可能性が高い。特に、山梨県から長野県にまたがる地域の一部は、我が国を代表する優れた自然の風景地として南アルプス国立公園に指定されており、また、ユネスコエコパークとしての利用も見込まれることから、当該地域の自然環境を保全することは我が国の環境行政の使命でもある。

このように言っているわけです。これは本当にもつともだと思ふんですねけれども、望月大臣は、この意見が出されたときには就任されていないんですけれども、この立場にはお

変わりありませんね。

○望月国務大臣 これは、昨年六月の石原大臣時代に出された環境大臣意見でございますが、それに基づいては、法に基づいて環境大臣が申し上げたものでございまして、私としても当然これを踏まえてまいりたい、このように思っております。

今後、事業者であるJR東海においては、責任ある事業主体として、環境大臣の意見を踏まえて、具体的かつ適切な環境保全措置を講じていたいただきたい、このように思っております。

○島津委員 リニアの建設にはさまざまな問題があります。環境という面だけ見ても、最大の問題は自然そのものを破壊することです。だから、環境大臣意見でも随所にわたつて懸念が表明される。これを指摘しているわけです。

南アルプスの真ん中に五十九・二キロメートル、静岡県内だけでも十・七キロにわたるトンネルを掘る。大量の土砂、建設発生土が放出されます。貴重な生物も生態系が変化します。それだけじゃありません。静岡県では、大井川下流に住む人々の生活や産業、なりわいにも大きな影響を与えようとしています。リニア建設というのは、単に橋をつくつたり、あるいは道路をつくる、こういう事業とは根本的に違うわけです。

大臣に改めてお聞きしたいんですけれども、このリニアの建設、環境の側面から見てどういう意味を持つのか、環境省としての捉え方、これをぜひお聞かせください。

○望月国務大臣 リニア新幹線事業でありますけれども、この事業規模の大きさから、相当な環境負荷が発生する、これは我々環境省としては懸念をしております。

具体的に言いますと、環境大臣意見で述べましたとおり、多大な電力消費に伴う温室効果ガスの排出、そしてまた、トンネルの掘削に伴う大量の残土の発生、そして、多くの水系を横切ることによる地下水や河川への影響等の可能性が考えられ、これらについては十分な環境保全措置を求め

ていく、こういうことでございます。

○島津委員 経済優先、時間短縮など、幾らリニア建設の意味づけをしても、それだけで、古代から形成されてきた自然という宝物を人の手によって破壊することは決して同意できません。一度破壊された自然はもとに戻らないわけです。まさに自然は宝物です。

具体的にお聞きします。静岡県の大井川水系をめぐると問題です。

この地域は、発電用ダム建設で川の流量が減り、流域住民の皆さんが水の確保のために歴史的にも本当に苦労してきたところです。大臣も同じ静岡県民として、このことは十分承知していると思います。

ところが、JR東海の発表によると、大井川で毎秒二・二トンの減水となる、こうされています。自己水源に乏しい大井川西岸の自治体にとっては、まさに死活問題です。

現在、大井川流域水道事業により、長島ダムから七市二町六十三万人に対して水が供給されています。中には、市内で使う水道水の九割を依存している、こういうところもあります。二〇一二年は、大井川流域の七市二町で利用した水道利用量は毎秒約一・三九トンでした。二トンというのは、それを大きく超えることになりました。

減水に対してどんな対策をとり、そして、その対策をとった場合に水の減量はどのくらいになるのか、これをお答えください。

○篠原政府参考人 お答えを申し上げます。

この対策でございますけれども、JR東海は事前に先進ボリング等を行いまして、地質、地下水の状況を十分把握して、必要に応じて薬液注入や覆工コンクリート、防水シート等の措置を投じて、水資源への影響をできるだけ回避するということを考えております。

また、今、トンネルの湧水を大井川に戻す導水路トンネルについても検討を進めておりまして、どのくらいの幅に抑えられるかということや定量的にお示しするのはなかなか困難ではございます

が、できる限り水資源への影響を低減していくということを考えてございます。

○島津委員 この水がれの問題ですけれども、山梨の実験線では水源の枯渇が生じています。JR東海も、実験線でのトンネル工事による影響を認めています。

実際の工事に先立って、地下水への影響について、この実験線ですね、予測を行ったと聞いていますけれども、なぜ水がれの事態を予測できなかったのか、これをお答えください。

○篠原政府参考人 お答え申し上げます。

リニア実験線の工事に先立ちましては、事前に現地の地質調査等をJR東海が行っておりますけれども、その際、破砕帯等にトンネルが交差した場合には減水が生じる可能性があるというふうなことは予測しておいたと伺っておりますけれども、実際に破砕帯がどのあたりに地下の深いところで発生しているかということまでの具体的な特定までには至らなかったために、今のような事態が生じているというふうな伺っております。

○島津委員 予想はしていたけれども、いろいろやっただけでも外れたというわけですが、結局、掘ってみなければわからないというのが現状ではないでしょうか。

幾らトンネルの掘削技術が進歩したといっても、工事によつては大量の水が出ることは自然の摂理です。とりわけ、山岳トンネルの場合は、土かぶりが大きくなるほど荷重は増して、高圧の地下水が突発的に発生する可能性が大きくなります。とりわけ、大井川から南アルプスの主稜線越えまでの約十キロは、土かぶりが最大になるところです。山梨の実験線では、リニア工事によつて水脈を断ち切ったことは、関係者も認めているわけです。

リニア工事は、計画では東京から大阪までの長大な区間を貫くわけですから、その長い区間で連続的に水がれを起こすという特異性があります。だからこそ、問題は、対策ではなく、なぜ予測できなかったか、この検証が行われることが必要だ

と思うんです。この検証なくして、適切に対処する、問題ないと、とても断言できるはずはありません。このことをぜひ強く指摘しておきたいと思

います。

次の問題に移りたいと思うんです。

下流域にある掛川市は、大井川への上水道の依存度が約九割に上ります。それだけに、大井川の水は命の水と言われている。掛川だけでなく島田市でも、大井川の水は命の源、こういうふう

に言われています。

ところが、大井川の渇水期には、飲料水、農用水、工業用水の取水制限が過去何度も行われています。大井川水系で過去深刻な水不足となった一九九四年、九八年、二〇〇五年では、上水道で最大二〇％、工業用水で三八％、農業用水では最大五〇％の節水率となつています。とりわけ一九九四年、この夏には全国的な渇水状況となりました。大井川水系でも、八十二日間もの長期間、取水制限が行われました。だから今、地元の人たちは、このリニアの問題で水が減るということに非常に心配になつてい

るわけです。

環境大臣意見の中では、中央新幹線事業は住民や地方公共団体の理解なくして実現はできない、こう述べています。にもかかわらず、実際は具体的な環境保全対策が明らかにされていない。だから、多くの市長を初め大井川下流域の人たちは、さまざまな疑問や懸念の声が出ているわけです。大臣に伺います。

住民や地方公共団体の理解なくして実現はできない、この大臣意見は、今、リニアの工事を進められている中で生かされているとお思いませんか。

○望月国務大臣 事業実施に当たっては、住民の理解を得るということ、これは重要であると我々認識をしております。昨年六月の環境大臣意見においても、地元自治体の意見を十分に勘案し、環境影響評価においても重要である住民への説明や意見の聴取等の関与の機会の保全についても十全を期すことを求めたところであります。

この説明の具体的なあり方でありま

す。環境大臣意見を踏まえて、JR東海が責任ある事業主体として適切に実施してもらいたい、こんなふう

に考えております。

○島津委員 事業主体が適切に実施してもらいたいということはもちろんなんですけれども、環境省としてもぜひ大きな役割を果たす必要があると思

うんです。

この問題、大井川の毎秒二トンの減少というのは、生活用水等々、こういう問題だけに限らないわけ

です。大臣、通告していませんけれども、静岡県の話ですからおわかりになると思うんですけれども、大井川がつくる霧やもや、これが、茶どころなわけですけれども、お茶の生育に非常に有効な役割を果たしているわけです。もし水が毎秒二トン減るとい

うことになる、この霧やもやもなくなってしまうと言われているわけです。お茶産業にも重大な影響がある。

だから、水問題というのは本当に深刻だ、これはもう、深刻だということは静岡県出身の大臣としても理解できますね。

○望月国務大臣 まさに日本一のお茶どころでございますので、こういったものはしっかりと認識をして検証していかなくてはいけない、このように思っております。

○島津委員 それでは、減水対策として計画されている導水路、先ほど話がありましたけれども、これについてお聞きします。

まず、大井川水資源検討委員会というのがつくられました。これはなぜつくられたんでしょうか。そして、現時点での委員会の議論の到達点を教えていた

だきたいと思

います。

○篠原政府参考人 お答え申し上げます。この委員会でございますけれども、こちらは、国土交通大臣が環境影響評価の法律に基づきして意見を申し上げた際に、有識者の知見も十分に活用して水資源対策を行うようにということをお願いしております。これを受けまして、JR東海の方で、有識者から成る検討委員会を昨年十二月

に第一回を開催し、検討を開始したという状況でございます。

その検討の中で、御指摘いただいた導水路トンネル、大井川の水に導水路を通じましてトンネル内湧水を流していくという方策が最も有効な方策であろうということで、これを最有力の候補として今検討を深度化している、そういう状況でございます。

○島津委員 導水路が主要な対策だということなんでしょうけれども、この導水路についても、新たな指摘や疑問、懸念の声が出されています。

導水路が大井川に水を合流させるわけですから、導水路が上流区間というのは水が枯渇する、この可能性があるということは委員からも指摘のあるところだと思います。また、導水路の延長距離は約十二キロ。静岡県内を通るトンネルの本線以上の長さになるわけです。このため、新たな環境影響が生じるとの懸念も出されています。

こういう声にどう応えていくのか。懸念を表明する方々も納得する答弁を求めたいと思います。

○篠原政府参考人 お答え申し上げます。

特に、導水路トンネルについて御指摘がありました、長いトンネルを掘ることによる影響ということにつきまして、今、検討の流れの中では、導水路トンネル上の沢、あるいは出口付近、こういったところに生息しております動植物、あるいは水質、こういったものを事前に十分調査を進めていくということにしております。

そして、その調査の中でモニタリングも行っていきまして、必要な場合には、影響が生じるおそれがある場合には、移植などの環境保全措置を含めて講じていくというふうな形で、しっかりと環境に配慮しながら導水路トンネルの検討を進めてまいりたい、こういうふうな考えでございます。

○島津委員 なかなか皆さんの心配に答えるような答弁じゃなかったと思うんですが、

地元自治体からは、保全措置を尽くした上で減水となる場合の代替水源の確保の具体的な位置、方法、その確実性の根拠、水利権の存在を明らかに

にするよう求めた意見書が出されています。導水路の対策を実施しても減水する、この場合はどうするんでしょうか。

○篠原政府参考人 現時点での検討委員会での有識者の見解によりまして、導水路トンネルというのが恒久的、確実に大井川に水を戻す方策であり、必要に応じて途中でトンネルで湧水をポンプアップすることもできるということで、この方策をとれば水資源利用への影響は生じないと考えるというふうなことはあります。

ただ仮に、それでも減水になったような場合には、JR東海は、専門家等の助言を得まして、適切な環境保全措置を講じるというふうなしているところでございます。

○島津委員 そもそもこの検討委員会ですけれども、準備書に対しての知事意見が出された段階で立ち上げるべきものだったと思うんです。この委員会の結論を踏まえて評価書を出すべきじゃないかと思うんですが、事業に関連する環境影響を伴うような工事は全て環境アセスの対象とするのが本来ではないでしょうか。後出しで工事が追加されていくのはフェアじゃないと思いませんか。

○小林政府参考人 環境アセスメント制度は、事業の実施に先立ちまして極力環境を織り込んでおく、こういう制度でございます。

今御指摘の導水路トンネル計画でございますが、これは、今のやりとりの中でも明らかに成りまいてまいりましたように、JR東海が、大井川流域の水資源に対する影響、特に水が減ってしまうというところがございますが、これを回避、低減するための環境保全措置の一つとして検討されている、こういうふうな承知をしております。

そもそも、私どもの環境大臣意見の中でも、河川流量などにつきまして影響を最小限にするように、そういったことはしっかりとやっていただきたい、こういうことも申し上げた。それに対する対応であるのかなというふうな考えているところでございます。

アセスメント法自体は、事業の着手前までにいろいろなことを織り込んでおく、こういうプロセスでございますので、こういった導水路トンネル計画自体をアセスの対象にするということは難しいというふうな考えておりますが、六月の環境大臣意見の中でも、これは事業本体も、それから環境保全措置も、全体が含まれると思っておりますが、新たな自然環境の改変を伴う場合には、追加的な調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を講じることを求めているところでございます。

したがって、JR東海におかれましては、今後の計画の進捗、また環境大臣意見の内容も踏まえていただきまして、適切な対応を講じていただきたいというふうな考えているところでございます。

○島津委員 時間がありませんから、これまで聞いた中でも具体的な環境保全措置が見られないんですけれども、次の問題に移りたいと思います。次に、建設残土の問題です。

最初に、静岡県内に出る残土の量、置き場所は何力所で、どこに予定されているのか。これをまずお聞かせください。

○篠原政府参考人 環境影響評価書によりまして、静岡県内で発生いたします発生土の量は約三百六十万立米とされておりまして、その置き場の候補地は七カ所とされておりまして、それぞれのとおむねの位置が地図上で示されているところでございます。

○島津委員 今出ました置き場所の候補地七カ所、このうち、少なくとも、がれ場二カ所については、地質の専門家によって見直しが指摘されているところです。

資料でその二つの予定地の写真をお配りしました。こういう山の、南アルプスの中に残土を置くわけですが、写真を見てもあらえるところがあるように、あちこちで崩れたようなところがあると思うんです。

は、四年前の台風で大規模な深層崩壊が多数発生しました。同じ地質帯である南アルプスでも、同様の危険が想定されるわけです。実際に、これまでの歴史、過去を振り返ってみても、一七〇七年の宝永地震では大谷崩れが起きまして、一八五四四年の安政地震では七面山崩れ。いずれも大規模な崩壊が起きています。このほかにも、小規模な崩壊も珍しくありません。

崩壊が起きれば、発生残土置き場も崩壊することとは明らかです。さまざまな問題を抱える残土処理を、JR東海は、大規模な崩壊が発生したとしても、発生土置き場の存在による影響は非常に小さいと考えられる、このようにしているわけです。このような楽観的な評価の上に立つ残土処理方針を認可した、この根拠をお聞かせください。

○篠原政府参考人 資料でお配りをいただきました御指摘の地点は、扇沢という地点、写真では①の部分、それから燕沢、これはお配りいただいた写真では③の部分かと思えます。

この扇沢、燕沢の状況でございますが、JR東海によりまして、まず扇沢につきましては、現地踏査あるいはボーリングなどを行って、発生土を安定的に置くことができる良好な岩盤が分布しているの安全が確認できたというふうに報告を受けてございます。

また、写真の③に当たりますが、燕沢につきましては、まず、上流に治山ダムが既に設置をされておりまして、また、河川敷が十分な広さがある、川の流れを阻害するおそれはないということで、発生土置き場としての安全性を確認したというふうに報告を受けております。

その上で、JR東海には、管理計画を発生土置き場ごとに作成させまして、土砂の流出防止等を含めましてしっかりと管理させていきたい、こういうふうに考えてございます。

○島津委員 今お話があったんですが、静岡県市の環境評価専門家会議があるんです。そこで扇沢について何と言っているか。山梨県側からも静岡県側からも地すべり、崩壊による侵食が進

み、面積が縮小しつつある不安定な領域に当たる、そこに発生土を積み上げると重力不安定を促進し、発生土を含め、山体崩壊を促進することになる。このようにして、同地での発生土の処理は回避されることが望ましい、こう言っています。それから、燕沢についても、同地はこれまで、今お話がありましたけれども、土石流の受け皿として、下流への土砂の流出を抑える役割を果たしてきています。この燕沢に大量の発生土置き場をつくるとなると、土石流が発生した場合に、受け皿にならずに一気に下流部に流出する、こういう危険があると、強い懸念も示しています。

環境大臣意見では、発生土置き場の選定条件として、自然環境に影響を与えず、環境を害することのない場所に設置するよう求めています。静岡県知事の意見でも、発生土置き場が周辺環境に及ぼす影響について、事前の環境調査やモニタリング、事後調査を含め、環境保全のための万全な措置を求めています。

しかし、実際には景観ということがあったわけですが、この残土予定地は、残土が登山者から見えないところにも置かれます。そして、地すべり危険地帯が多い場所、そこに盛り土をすることは、危険度を増すことになります。これは環境大臣意見の真意に反することじゃないんでしょうか。大臣、どうでしょう。

○望月国務大臣 昨年六月に提出した環境大臣意見でありましても、発生土置き場の発生土の管理について、これは、濁水の発生防止や土砂の流出防止を初め、周辺環境に影響を及ぼさないように、発生土置き場ごとに、地方公共団体と協議をして、管理計画を作成した上で適切に管理すること、しっかりとやるようにということで、これを求めています。

また、新たに発生土置き場を選定する場合には、土砂の流出によって近傍河川の汚濁のおそれのある地域等を回避することも求めています。JR東海において、これは環境大臣意見を踏まえて、責任ある事業主体として、発生土置き場の

適切な選定や管理をしていた、きたい、こんなふうに思っています。

○島津委員 なるお答えがあつたんですけれども、曖昧な表現じゃなくて、発生土置き場については、具体的かつ遵守の必要のある設置基準を設けたいと思います。

大臣意見は、計画の実施に当たっては、地域住民との間で誠実かつ十分な説明と意見交換を行い、双方協議の上で進めなければならないとしています。しかし、日本の環境アセスメントはゼロオプションもなく、計画段階に事業者以外はかわれないなど、さまざまな欠陥を持っています。リニア計画についても、環境大臣意見で、きょうもいろいろ答弁ありましたけれども、環境保全を繰り返し指摘しているにもかかわらず、実際は環境への低減措置が不十分でも次の措置へと進むことができてしまふ、こういうことになっていま

す。静岡市以外の大井川下流域の自治体は、水がれなど、先ほど指摘しましたけれども、重大な影響を受けるにもかかわらず、アセスの対象にもなっていない。大臣、本来のアセスのあり方からして、これでは不十分と思いませんか。

○小林政府参考人 先生よく御高承のことだと思いますが、環境アセスメントは、事業者がみずから情報を集めて、レポートをまとめ、これを公にして、一般の方からの御意見もいただきま

す。都道府県知事は、御承知のように、専門家の審査も経て知事意見を申し上げます。またさらに、そこで手直しをしていく中で、最終的には国がしっかりと意見も申し上げる、こういうプロセスを踏んでいくものでもござい

ます。規制制度と違いますが、何か物事を決めて、これを罰則等で強制していく、そういうものではないと思いますが、逆に、事業をわかっている本人が、みずから手続を踏んでいくという中で、非常に幅広い、また程度の高い対策も求められる、そういう制度だと思っておりますので、そういうこ

とで今までのこの制度を育てておりますので、この趣旨が全うされるように頑張つてまいりたいと思っております。

○島津委員 制度の趣旨が不十分だということなんですけれども、日本弁護士会が今回のリニアに関する問題で意見書を出しています。「全長二百八十六キロメートルにも及び、そのうち二百四十六キロメートルはトンネルという大規模な事業かつ環境に影響を及ぼす可能性の高い事業であるにもかかわらず、調査の期間があまりにも短い。」

「このような短期間で十分に調査を尽くし、環境への適正な配慮をした事業を実施することは到底不可能である。」このように指摘しています。大臣にお聞きします。

リニア計画は、採算性、安全性、環境破壊など、さまざまな面で大きな問題を抱えています。加えて、今も明らかになりましたけれども、全く不十分なアセスしか得ていない。だから、多くの批判や懸念の声が上がっているわけです。

大井川下流域にある島田市の染谷市長は、広報の中で、「一般の認可は、地域住民に対して納得のいく説明がないままの『見切り発車』と言わざるを得ません。」とまで述べています。

このようなプロジェクトは凍結して、見直しをすべきだと考えますけれども、大臣、見解はどうでしょう。

○望月国務大臣 我々は、環境影響評価というものを国交大臣にお示しをして、そして、この事業をしつかり、事業者、JR東海が、我々で示したことを守っていただいて、この事業を進めていただくということが本意だと思っております。

事業者においてしつかりと、我々の意見を踏まえて事業をしていただきたい、このように思っております。

に基づいた環境アセスメントの手続の住民参加の規定というのは、住民の意見を事業に反映させることを目的としています。

大臣にもう一度お聞きします。現状の不十分さを含むアセス法をそもそもの目的にふさわしく抜本的に改正する必要があるんじゃないでしょうか。あるいは、新たな政策、事業立案の段階での環境影響評価を行う制度が必要であると考えますが、どうでしょう。

○望月国務大臣 先ほどお答えさせていただいたことですが、この環境影響評価、事業主体がしつかりと我々の提言したことを守つていただきたい、こんなふうに思いますし、また、これは、この事業の許認可等においては、環境配慮の観点からの審査の際に、評価やこれらの意見が活用されることになっております。

こうしたことから、現行の環境影響評価法においては、事業者が事業の実施に際して、先ほどからお話しておりますように、適切な環境配慮を行うことが担保されていると我々は考えております。

○島津委員 時間がありませんので終わりますが、アセスで大臣意見を述べたからといって終わりではありません。住民の生活に根差した視点で本当に環境保全が行われているのか、最後までそこに責任を持つのが環境省の役割です。このことを指摘して、質問を終わります。ありがとうございます。

○北川委員長 次に、内閣提出、水銀による環境の汚染の防止に関する法律案及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。順次趣旨の説明を聴取いたします。望月環境大臣。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案
大気汚染防止法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○望月国務大臣 ただいま議題となりました二法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

水銀については、環境中における残留性及び生物への蓄積性を有し、並びに人の健康及び生活環境への影響を生ずるおそれのある物質であることに鑑み、我が国における水俣病の重要な教訓も踏まえ、国際的に協力して地球規模での環境の汚染を防止する必要性が認識されるようになっております。

このような状況の中で、平成二十五年十月に熊本市及び水俣市において我が国を議長国として開催された外交会議で、水銀に関する水俣条約が採択されました。この条約は、我が国として締結することを承認いたしたために、今国会に提出されているところであります。

今回提出いたしました二つの法律案は、この条約の確実な実施を確保するための所要の国内法整備を行うことを目的とするものであります。

まず、水銀による環境の汚染の防止に関する法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、我が国における水銀対策の全体像を明示し、広範な関係者の取り組みを総合的かつ計画的に進めるため、主務大臣により水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定することとしております。

第二に、何人も、水銀鉱を掘採してはならないこととしております。

第三に、水銀使用製品の製造等に関する措置についてであります。

特定の水銀使用製品の製造を原則として禁止することとし、条約で認められた用途のために製造される場合に限り許可することとしております。また、既存の用途として把握されていない新たな用途のための水銀使用製品については、当該製品の利用が人の健康の保護または生活環境の保全に寄与する場合でなければその製造または販売をし

てはならないこととしております。さらに、国、市町村、事業者に対して水銀使用製品を適正に回収していくために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとしております。

第四に、何人も、特定の製造工程において水銀等を使用してはならないこととしております。

第五に、何人も、業として金鉱から水銀等を使用する方法によつて金の採取を行つてはならないこととしております。

第六に、水銀等の貯蔵に関する措置についてであります。

主務大臣は、その貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定めることとし、環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、当該水銀等貯蔵者に対して必要な勧告ができることとしております。また、当該水銀等貯蔵者は、定期的に主務大臣に貯蔵の状況等に関する報告をしなければならないこととしております。

第七に、水銀含有再生資源の管理に関する措置についてであります。

主務大臣は、その管理に係る水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定めることとし、環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、当該水銀含有再生資源管理者に対して必要な勧告ができることとしております。また、当該水銀含有再生資源管理者は、定期的に主務大臣に管理の状況等に関する報告をしなければならないこととしております。

以上のほか、経過措置、罰則その他の規定の整備等を行うこととしております。

次に、大気汚染防止法の一部を改正する法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、水銀排出施設に係る届け出等に係る各種規定の整備であります。

水銀等の大気中への排出規制の実効性を確保するため、条約の規定に基づき規制が必要な施設を水銀排出施設として、当該施設の設置等について

都道府県知事に届け出なければならないこととしております。

第二に、排出口における排出濃度規制の実施であります。

水銀排出施設の排出口の水銀濃度の排出基準を定め、当該施設から水銀等を大気中に排出する者に対して排出基準の遵守を義務づけることとしております。また、排出基準の遵守義務違反に係る改善勧告等及び改善命令等の制度をあわせて設けることとしております。

第三に、要排出抑制施設の設置者の自主的取り組みの実施であります。

水銀排出施設以外の施設であっても、水銀等の大気中への排出量が相当程度多い施設を要排出抑制施設として指定して、その設置者に対し、水銀等の大気中への排出を抑制するための自主的取り組みを実施することを責務として求めることとしております。

以上のほか、事業者に対する水銀等の大気中への排出の抑制に係る責務の規定、国及び地方公共団体の施策、経過措置、罰則その他の規定の整備等を行うこととしております。

以上が、これらの法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○北川委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

○北川委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○北川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。
午前十一時四十二分散会

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案

水銀による環境の汚染の防止に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画（第三条）

第三章 水銀鉱の掘採の禁止（第四条）

第四章 水銀使用製品の製造等に関する措置（第五条・第十八条）

第五章 水銀等を使用する製造工程に関する措置（第十九条）

第六章 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止（第二十条）

第七章 水銀等の貯蔵に関する措置（第二十一条・第二十二条）

第八章 水銀含有再生資源の管理に関する措置（第二十三条・第二十四条）

第九章 雑則（第二十五条・第三十条）

第十章 罰則（第三十一条・第三十五条）

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、水銀が、環境中を循環しつつ残留し、及び生物の体内に蓄積する特性を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることに鑑み、国際的に協力して水銀による環境の汚染を防止するため、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するための水銀鉱の掘採、水銀使用製品の製造等、特定の製造工程における水銀等（水銀及びその化合物をいう。以下同じ。）の使用、水銀等を使用する方法による金の採取、特定の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の規制に関する措置その他必要な措置を講ずることにより、廃棄物の

処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）その他の水銀等に関する規制について規定する法律と相まって、水銀等の環境への排出を抑制し、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「水銀使用製品」とは、水銀等が使用されている製品をいい、「特定水銀使用製品」とは、水銀使用製品のうちその製造に係る規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「水銀含有再生資源」とは、水銀等又はこれらを含有する物（環境の汚染を防止するための措置をとることが必要なものとして主務省令で定める要件に該当するものに限る。）であつて、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IV Bに掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもの（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）のうち有用なものをいう。

第二章 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画

第三条 主務大臣は、水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて条約的的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定するものとする。

2 前項の計画において定める事項は、次のとおりとする。

- 一 水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項
- 二 水銀等による環境の汚染を防止するために国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項
- 三 その他条約的的確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項

3 主務大臣は、第一項の計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び産業構造審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 水銀鉱の掘採の禁止

第四条 何人も、水銀鉱を掘採してはならない。

第四章 水銀使用製品の製造等に関する措置

（特定水銀使用製品の製造の禁止）

第五条 何人も、特定水銀使用製品を製造してはならない。ただし、次条第一項の許可を受けた者（以下「許可製造者」という。）が、同項の許可（第九条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの。第十二条において同じ。）に係る特定水銀使用製品を製造する場合は、この限りでない。

（特定水銀使用製品の製造の許可）

第六条 特定水銀使用製品を製造しようとする者は、その種類ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 製造しようとする特定水銀使用製品の種類及びその数量
- 三 製造しようとする特定水銀使用製品の用途
- 四 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。（欠格事由）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二 第十条の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの（許可の基準）

第八条 主務大臣は、第六条第一項の申請に係る特定水銀使用製品が条約で認められた用途のために製造されることが確実であると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。（変更の許可等）

第九条 許可製造者は、第六条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

2 許可製造者は、第六条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。（許可の取消し）

第十条 主務大臣は、許可製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第七条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 不正の手段により第六条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。
- 三 前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

（承継）
第十一条 許可製造者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定水銀使用製品の製造の事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可製造者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。（特定水銀使用製品の使用の制限）

第十二条 何人も、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いてはならない。ただし、当該特定水銀使用製品が第六条第一項の許可を受けて製造された特定水銀使用製品又は外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の承認を受けて輸入された特定水銀使用製品であつて、当該許可又は承認に係る用途に用いられる場合は、この限りでない。

（新用途水銀使用製品の製造等の基本原則）
第十三条 既存の用途に利用する水銀使用製品として主務省令で定めるもの（以下「新用途水銀使用製品」という。）については、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合でなければ、その製造又は販売（以下「製造等」という。）をしてはならない。

（新用途水銀使用製品の製造等に関する評価）
第十四条 新用途水銀使用製品（新用途水銀使用製品を部品として用いて製造される新用途水銀使用製品であつて、その部品として用いられる新用途水銀使用製品が次項の規定による届出がされ、かつ、当該届出に係る用途に利用されるものを除く。以下同じ。）の製造等を業として行うおうとする者は、主務省令で定めるところにより、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康

の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうかについて、主務省令で定める方法により自ら評価をしなければならぬ。

2 新用途水銀使用製品の製造等を業として行おうとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該新用途水銀使用製品の種類及び用途、前項の評価の結果、当該評価に係る調査及び分析の方法その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならぬ。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る書類の写しを環境大臣に送付するものとする。

4 環境大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、環境省令で定める期間内に、同項の主務大臣に対し、届け出られた事項について人の健康の保護又は生活環境の保全の見地からの意見を述べる事ができる。

(新用途水銀使用製品に係る勧告)

第十五条 主務大臣は、新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与することを確保するために必要があると認めるときは、前条第二項の規定による届出をした者(以下「新用途水銀使用製品届出者」という。)に対し、新用途水銀使用製品の製造等に関し必要な勧告をすることができ、この場合において、同条第四項の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

(国の責務)

第十六条 国は、市町村が水銀使用製品を適正に回収するために必要な技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市町村の責務)

第十七条 市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第十八条 水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用

に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供するよう努めなければならない。

第五章 水銀等を使用する製造工程に関する措置

第十九条 何人も、化学工業品その他の物品の製造工程であつて、水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定める製造工程において、水銀等を使用してはならない。

第六章 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止

第二十条 何人も、業として、金鉱から水銀等を使用する方法によつて金の採取を行つてはならない。

第七章 水銀等の貯蔵に関する措置

(貯蔵の指針等)

第二十一条 主務大臣は、水銀等(その貯蔵に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるもの)に限り、水銀含有再生资源及び廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。以下この章において同じ。)を貯蔵する者(以下「水銀等貯蔵者」という。)がその貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、水銀等貯蔵者に対し、その技術上の指針を勘案して、水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な勧告をすることができ、

3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による勧告の実施に関し、同項の主務大臣に意見を述べる事ができる。

(貯蔵に関する報告)

第二十二条 水銀等貯蔵者であつて、その貯蔵する水銀等の量が主務省令で定める要件に該当す

る者は、主務省令で定めるところにより、定期的に、水銀等の貯蔵に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、速やかに、当該報告に係る書類の写しを環境大臣及び経済産業大臣に送付するものとする。

(管理の指針等)

第二十三条 主務大臣は、水銀含有再生资源を管理する者(以下「水銀含有再生资源管理者」という。)がその管理に係る水銀含有再生资源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、水銀含有再生资源管理者に対し、その技術上の指針を勘案して、水銀含有再生资源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な勧告をすることができ、

3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による勧告の実施に関し、同項の主務大臣に意見を述べる事ができる。

(管理に関する報告)

第二十四条 水銀含有再生资源管理者は、主務省令で定めるところにより、定期的に、水銀含有再生资源の管理に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 第二十二條第二項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

第九章 雑則

(報告の徴収)
第二十五条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可製造者、新用途水銀使用製品届出者、水銀等貯蔵者又は水銀含有再生资源管理者に対し、その業務に関し報告をさせる

ことができる。

(立入検査等)

第二十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者、新用途水銀使用製品届出者、水銀等貯蔵者若しくは水銀含有再生资源管理者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験に必要な限度において試料を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査、質問又は収去をする場合においては、その身分を示す証明書を持参し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提出の要求)

第二十七条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、水銀使用製品の製造、輸出若しくは輸入を業として行う者、水銀等貯蔵者又は水銀含有再生资源管理者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(主務大臣等)
第二十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による計画の策定及び公表に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣並びに特定水銀使用製品の製造に係る事業、新用途水銀使用製品の製造等に係る事業、水銀等貯蔵者の行う事業及び水銀含有再生资源管理者の行う事業を所管する大臣

二 第六条第一項若しくは第九条第一項の許可、第十条の規定による許可の取消し、第九条第二項、第十一条第二項若しくは第十四条第二項の規定による届出の受理、第十五条、

第二十一条第二項若しくは第二十三条第二項の規定による報告、第二十二條第一項若しくは第二十四条第一項の規定による報告の受理、第二十五条の規定による報告の徴収又は第二十六条第一項の規定による立入検査、質問若しくは収去に関する事項については、これらの事項に係る特定水銀使用製品の製造に係る事業、新用途水銀使用製品の製造等に係る事業、水銀等貯蔵者の行う事業又は水銀含有再生资源管理者の行う事業を所管する大臣

四 前条の規定による資料の提出及び説明の求めに関する事項については、環境大臣、経済産業大臣及び当該求めの対象となる者の行う事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第二条第二項の主務省令については、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令

二 第六条第二項又は第九条第一項若しくは第十二項の主務省令については、特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する大臣の発する命令

三 第十三条又は第十四条第一項若しくは第二項の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び新用途水銀使用製品の製造等に係る事業を所管する大臣の発する命令

四 第二十二條第一項の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び水銀等貯蔵者の行う事業を所管する大臣の発する命令

五 第二十四条第一項の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び水銀含有再生资源管理者の行う事業を所管する大臣の発する命令

六 次条第一項の主務省令については、同項の

主務大臣の発する命令
(権限の委任)

第二十九条 第二十二條第一項及び第二項(第二十四條第二項において準用する場合を含む。)、第二十四条第一項、第二十五条並びに第二十六条第一項の規定による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

2 第二十一条第三項、第二十二條第二項(第二十四條第二項において準用する場合を含む。)、及び第二十三条第三項の規定による環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(経過措置)

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十章 罰則

第三十一条 第四條の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により第六条第一項又は第九条第一項の許可を受けた者

三 第十二條の規定に違反した者

四 第十九條の規定に違反した者

五 第二十条の規定に違反した者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして新用途水銀使用製品の製造等をした者

二 第二十二條第一項の規定による報告をせ

ず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十六条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第三十一条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間に よる。

第三十五条 第九条第二項又は第十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十六条から第十八条までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第五条から第十二条まで、第二十五条(許可製造者に係る部分に限る。)、及び第二十六条(許可製造者に係る部分に限る。)(の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))並びに附則第三条の規定 平成三十二年十二月三十一日まで

の間において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二十一条第一項

の規定により水銀鉱の掘採に係る鉱業権の設定の許可を受け、水銀鉱を掘採している鉱業権者(この法律の施行後に当該鉱業権者に係る当該鉱業権を鉱業法第五十一条の三の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間は、水銀鉱を掘採することができ。この場合において、その者は、その掘採した水銀鉱から得られる水銀等を、特定水銀使用製品(第六條第一項の許可(第九条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの)又は外国為替及び外国貿易法第五十二条の輸入の承認を受けたものを除く。))以外の水銀使用製品の製造の用若しくは第十九條に規定する政令で定める製造工程以外の製造工程における使用の用に自ら供し、若しくは当該用にお供する者に譲り渡し、又は廃棄物(廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。))として処分し、若しくはその処分を他人に委託しなければならぬ。

第三条 第十二條の規定の施行の日前に製造され、又は輸入された特定水銀使用製品であつて、当該特定水銀使用製品の使用が条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、同条の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(鉱業法の一部改正)

第五条 鉱業法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、水銀鉱を削る。

(鉱業法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に鉱業法第二十一条第一項の規定により設定された水銀鉱の掘採に係る鉱業権は、この法律の施行の日の前日におい

て消滅するものとする。ただし、附則第二条の規定により水銀鉱を掘採する者については、同条に規定する期間は、当該鉱業権は存続するものとみなして、前条の規定による改正後の鉱業法の規定を適用する。

2 この法律の施行の際現に鉱業法第二十一条第一項の規定により経済産業大臣に対してされている鉱業権の設定の出願については、この法律の施行後は、当該出願のうち水銀鉱の掘採に係る鉱業権の設定の出願は、されなかつたものとみなす。

(鉱業法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

第七条 附則第五条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

国際的に協力して水銀による環境の汚染を防止するため、水銀に関する水俣条約の確かつ円滑な実施を確保するための水銀鉱の掘採、水銀使用製品の製造等、特定の製造工程における水銀等の使用、水銀等を使用する方法による金の採取、特定の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の規制に関する措置その他必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法の一部を改正する法律

大気汚染防止法(昭和四十二年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の四 有害大気汚染物質対策の

推進(第十八条の二十一―第十八条の二十五)」を第二章の四 有害大気汚染物質対策の推進(第十八条の二十一―第十八条の三十五)に改める。

第一条中「規制し」の下に、「水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し」を加える。

第二条第七項を削り、同条第八項中「たい積を堆積に改め、同項を同条第七項とし、同条中第九項を第八項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、第十四項を第十六項とし、同条第十三項中「及び特定粉じんを」「特定粉じん及び水銀等」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の前に次の三項を加える。

12 この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。

13 この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。

14 この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙、揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物又は水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。

第十三条第二項ただし書中「前項」を「同項」に改める。

第十八条の八中「同条第三項」を「同項」に改める。

第二章の四中第十八条の二十五を第十八条の四十とする。

第十八条の二十四第二項中「第十八条の二十二を第十八条の三十七」に改め、同条を第十八条の三十九とする。

第十八条の二十三を第十八条の三十八とし、第十八条の二十二を第十八条の三十七とし、第十八

条の二十一を第十八条の三十六とする。

第二章の四を第二章の五とし、第二章の三の次に次の一章を加える。

第二章の四 水銀等の排出の規制等

(施策等の実施の指針)

第十八条の二十一 水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策その他の措置は、条約の的確かつ円滑な実施を図るため、この章に規定する水銀等の排出の規制と事業者が自主的に行う水銀等の排出の抑制のための取組とを適切に組み合わせ、効果的な水銀等の大気中への排出の抑制を図ることを旨として、実施されなければならない。

(排出基準)

第十八条の二十二 水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量(以下「水銀濃度」という。)について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。

(水銀排出施設の設置の届出)

第十八条の二十三 水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 水銀排出施設の種類

四 水銀排出施設の構造

五 水銀排出施設の使用の方法

六 水銀等の処理の方法

2 前項の規定による届出には、水銀濃度及び水銀等の大気中への排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第十八条の二十四 一の施設が水銀排出施設となつた際にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)であつて水銀等を大気中に排出するものは、当該施設が水銀排出施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(水銀排出施設の構造等の変更の届出)

第十八条の二十五 第十八条の二十三第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十八条の二十三第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十八条の二十三第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第十八条の二十六 都道府県知事は、第十八条の二十三第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る水銀排出施設に係る水銀濃度がその水銀排出施設に係る第十八条の二十二の排出基準(以下この章において「排出基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第十八条の二十三第一項の規定による届出に係る水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第十八条の二十七 第十八条の二十三第一項の規定による届出をした者又は第十八条の二十五第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る水銀排出施設を

設置し、又はその届出に係る水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の変更をしてはならない。

(排出基準の遵守義務)

第十八条の二十八 水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者(以下「水銀排出者」という。)は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

(改善勧告等及び改善命令等)

第十八条の二十九 都道府県知事は、水銀排出者が排出する水銀等の排出量における水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、当該水銀排出者に対し、期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告することができ、

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(水銀濃度の測定)

第十八条の三十 水銀排出者は、環境省令で定めるところにより、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(準用)

第十八条の三十一 第十条第二項の規定は、第十八条の二十七の規定による実施の制限について準用する。

2 第十一条及び第十二条の規定は、第十八条の二十三第一項又は第十八条の二十四第一項の規定による届出をした者について準用する。

3 第十三条第二項の規定は、第十八条の二十九第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による命令について準用する。

(要排出抑制施設の設置者の自主的取組)

第十八条の三十二 工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設(水銀排出施設を除く。)のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であつて、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるもの(以下この条において「要排出抑制施設」という。)を設置している者は、その要排出抑制施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、単独で又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存することその他の水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及びその評価を公表しなければならない。

(事業者の責務)

第十八条の三十三 前条に規定するもののほか、事業者は、その事業活動に伴う水銀等の大気中への排出の状況を把握し、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにするとともに、国が実施する水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策に協力しなければならない。

(国の施策)

第十八条の三十四 国は、我が国における水銀等の大気中への排出の状況を把握し、その結果を公表すること、水銀等の大気中への排出の抑制のための技術に関する情報を収集整理し、その成果の普及を図ることその他の水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。

(地方公共団体の施策)

第十八条の三十五 地方公共団体は、事業者に対して、水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずることを促進するために必要な情報の提供を行うよう努めるとともに、住民に対し、水銀等の大気中への排出の抑制に関する知識の普及を図るよう努めなければならない。

第二十六条第一項中「若しくは解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは」を

「解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者」に改め、「施工する者」の下に「若しくは水銀排出施設を設置している者を」、「特定粉じん排出等作業の状況」の下に、「水銀排出施設の状況」を加え、「若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場を」、「解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場若しくは水銀排出施設を設置している者の工場若しくは事業場」に、「建築物等その他の」を「建築物等、水銀排出施設その他の」に改める。

第二十七条第一項中「又は特定粉じん発生施設」を「特定粉じん発生施設又は水銀排出施設」に、「又は特定粉じん」を「特定粉じん又は水銀等」に、「又は第十八条の十三第三項」を「第十八条の十三第一項及び第十八条の三十一第一項」に、「又は第十八条の十三第二項」を「第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に、「並びに第十八条の六から第十八条の九まで並びに第十八条の二十三から第十八条の二十七まで」に改め、同条第二項中「又は第十八条の十三第二項」を「第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に、「又は第十八条の六」を「第十八条の六、第十八条の二十三又は第十八条の二十五」に改め、同条第三項中「又は第十八条の八」を「第十八条の八又は第十八条の二十六」に改め、同条第五項中「又は」を「若しくは」に改め、「命令」の下に「又は第十八条の二十九第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による命令」を加える。

第二十八条第二項中「若しくは特定粉じん排出等作業」を「特定粉じん排出等作業若しくは水銀排出施設に」、「若しくは粉じん」を「粉じん若しくは水銀等」に改める。

第二十八条の二第一号中「第十八条の十九」の下に、「第十八条の二十六、第十八条の二十九第二項」を加え、同条第二号中「及び第十五条の第二項」を「第十五条の第二項及び第十八条の二十九第一項」に改める。

第二十九条中「又は特定粉じん」を「特定粉じん又は水銀等」に改める。

第三十条中「揮発性有機化合物の下に」、「水銀等」を、「関する研究」の下に「及び国際協力」を加える。

第三十二条中「並びに」を削り、「条例」を「水銀排出施設について、その水銀排出施設に係る水銀等以外の物質の大気中への排出に関し、並びに水銀排出施設以外の水銀等を大気中に排出する施設について、その施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、条例」に改める。

第三十三条中「又は第十八条の十一」を「第十八条の十一、第十八条の二十六又は第十八条の二十九第二項」に改める。

第三十四条第一号中「又は第十八条の十五第一項」を「第十八条の十五第一項、第十八条の二十三第一項又は第十八条の二十五第一項」に改める。

第三十五条第一号中「又は第十八条の七第一項」を「第十八条の七第一項又は第十八条の二十四第一項」に改め、同条第二号中「又は第十八条の九」を「第十八条の九又は第十八条の二十七」に改め、同条第三号中「第十八条の下に」又は第十八条の三十」を加える。

第三十六条中「前四号」を「第三十三条から前条まで」に改める。

第三十七条中「又は第十八条の十三第二項」を「第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置

置を講ずるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十条の十二第一項第三号中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正)

第四条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号及び第五号中「第二条第九項」を「第二条第八項」に改める。

理由

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀排出施設に係る届出制度を創設するとともに、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者に排出基準の遵守を義務付ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。